

姻を盛んとし、之と同盟を結びければ、大王大に怒りて「咄、スタニスラス、朕、汝の冠を剥ぎ、之を以て汝の頭を亂打せざるべからず」と叫びたり、左れば、普王は、もはや波蘭の救ふべからざるを知りて、寧ろ他國の先を制せんと欲し、カタリナと、以心傳心、默々の間に兩個の要點を約束したり、

(第一)露國は希臘教徒の權利を保護すべく、普國は、新教徒の權利を保護すべきこと、

(第二)從來の無政府的組織は、波蘭を漸次己れ等の掌裏に歸せしむべき最好手段なれば、若し之が改革を謀るものあるときは、力を極めて之を妨ぐべきこと

是れなり、

普露兩君主が、右の如く信教自由の主義を鼓吹するは、一見甚だ美なるが如しといへども、退いて考一考するに、此の自由の鼓吹者たるを口實として干渉を試むるは、則ち波蘭の獨立完全を傷ふものといはざるべからず、兩君主

豈かゝる賭易きの理を悟らざらんや、只だ菩薩の假面の下に、虎狼の慾を充たさんと欲するのみ

左に掲ぐる所は、佛國の史家が分割の着歩を記したるものなり、上文既に之を載せたれど、便利の爲めに再び之を掲ぐ、

一七六五年^{我明和}二年^{西曆} 波蘭の領地 に在る、希臘教の僧正は、波蘭

王に請願書を上りて、波蘭國希臘教會に對する虐遇を改められんことを希へり、是れより先き、波蘭政府は二百箇の希臘教會を奪ひて、之を一致教會に與へ、又希臘教會に向て、新に該教會を設くることを禁じ、且つ既に現存せるものといへども、漸く頽廢に趨くときは、決して再び之を建つべからずと命じ、又該僧侶を虐遇して、往々之を殺せしことあり、

露國は、波蘭王國議會に於て、希臘教徒の請願を擁護し、波蘭王スタニスラスも亦同教徒を保護せんと誓ひたり、然れども、此の保護の實を擧げんと思はゞ、(第一)人民に信教の自由を許さざるべからず、(第二)希臘教貴族に對

して、獲きに法律的に奪取したる政權を再び與へざるべからず、然るに一七六六年^{我明和三年丙戌}の議會は、熱心以て彼の請願に反對し、代議士グロースキの如きは、請願に賛成の意を表したるが爲めに、殆んど死刑に處せられんとしたり、

是の時に當りて、露國全權公使レブニンは、希臘教徒并に新教徒を教唆して、合法的に同盟會を組織せしめたり、而して希臘教徒は、露公使の保護の下に、スルツクに集會し、新教徒は、トルンに集會したり、又ラドムに於ては、天主教の集會あり、彼れ等は、憲法の改革を蛇蝎の如くに惡みて、ツアルトルイスキ派に抵敵するものなり、狡猾なるカタリナは、フリドリツヒと謀りて、此の馬鹿らしき憲法の存續に力を盡すことを名として、彼れ等天主教徒をも、また我が部下に加へ、且つ是れ等の保護を全ふせんが爲めに、八萬の莫斯科軍を整へ、イザと言はゞ、レブニンの命に従て、波蘭に侵入すべきの準備を爲さしめたり、

かゝる事情の下に、一七六七年^{我明和四年丁亥}の議會は開けたり、波蘭人は露國の處置を以て、我が獨立を無視したるものとは感ぜず、然れども、只だ飽く迄も信教制限制度を維持せんと勉めたり、而してクラコツフ僧正ソルツイク、キーフ僧正ツアルツキ、及び其他の僧官の如きは、最も熱心に信教自由の制度に反對の意を表せしが、無法なる露公使レブニンは、腕力手段を用ゐて、彼れ等を議場より引き出し、之を露國に護送したり、是れ露國が波蘭併呑手段の第一着なり、

議會は、此の權幕に懼れて勇氣頓に沮喪し、遂に意を狂げて、希臘教貴族といへども、天主教貴族と同等の政權を有することゝ爲したり、然れども、猶天主教を以て國立教と爲し、國王は、必らず之を奉ずべきの制を存せり、

露國は、更らに併呑手段の第二着に進みたり、而して一七六八年^{我明和五年戊子}を以て、波蘭と條約を結び、此の條約に由りて、波蘭は、露國の同意を経ざれ

ば、一切憲法を變革すること能はざることゝ爲したり、
 噫、不法も亦已甚だしからずや、波蘭が獨立の命脉は、此の時既に絶え
 たりといふも可なり、
 是に於て露軍は、ワルネーより引き揚げ、同盟黨は、代表者を送りて、女帝に
 感謝の意を表せしめたり、

會ま此の時、露土戦争起れり、カタリナは、専心一意、波蘭併呑の策に汲々と
 して、他に兵力の餘裕を存せず、然れども、陰險なるカタリナは、埃及副王に
 謀叛を教唆して、土帝に一驚を興せしめんと欲し、先づアンキサンダー、ガ
リツインに命じて、三萬の兵を率ゐて、土將グラント、ザキジアーが十萬の
 兵に當らしめ、ガリツインは、元來此の兵を率ゐて、波蘭に入り、同國の同盟
 黨に聯合せんとしつゝ、ありたるなり、ルミアンツ、ヲツフには、ウクライナ
 を占領して、クワミアの土軍と、カルムイキの土軍とを監視せしめし末に

爲す所あらんと企てたり、然れども、此の事は、開黒史たる本書に關係なき
 を以て之を略す、

抑も自然の必要より言へば、普墺露三國の中に於て、最も波蘭の分割を望む
 べきは、普魯士なり、而して地理上に於て、西普魯士を領有すべく、若し能ふべ
 くんば、ウキステユラの諸市を領有すべきの必要あり、左れば、普王フリドリ
ツヒ二世は、カタリナに向てツアルトルイスキ等が憲法改革の計畫を告知
 し、且つ希臘教徒等虐待の實狀を曝露し、又シレシアなるナイツス、及ヒモラ
ヅキアなるノユスタツに於て、二たび獨逸帝ヨセフ二世と、宰相コニツ
ツとに會して、東方に於ける露國の野心問題を説き、遂に波蘭分割問題を提
 出したる、フリドリツヒまた實弟ヘンリー親王を露京に遣はして、カタリナ
 と謀る所あらしめしが、是れより先き、カタリナは、既に分割の意を決し、着々
 其の點に歩を進めつゝある折柄なれば、何條普王の意見に異議を唱ふべけ
 ん、忽ち其の説に同意して、協議茲に一決したり、是れ露國が併呑手段の第三

着なり、

(抑も波蘭の分割に關して、三國が始めて氣脈を通じたるは、一七七〇年^我明和七年庚寅の十二月と、翌七一年^我明和八年辛卯の一月との兩回に在り、今先づ十二月に於ける交通の顛末を述べんに、當時露國女帝カタリナは、豫て相識なる普王の弟ヘンリー親王を招待せしが、狡猾なる普王は、胸に一物あるを以て、頻りにヘンリーに向つて、此の招待に應せんことを勧め、親王遂に露國に到れり、時に聖彼得堡に於ては、公衆擧つて今回の戦勝^{土耳其に勝ち}たるを賀し、今正さに祝捷會の開かれたる最中なりき、ヘンリー亦兄王に似て頗る追従の名人なりしかば、口を極て露國の武功を稱し、術を盡して女帝の盛徳を讃めけるに、流石男優りと、怖ぢ恐れられたるカタリナも、女儀の事にしあれば、其自負心に附け入れられたる諛言には、おのづから心魂を奪はれて、只^{ウキウキ}々々として喜ぶの外なく、ヘンリーを復たなきものとして、熱心に之を款待しける、ヘンリー固より左るものなれば、此の虚に乗じて、

……兄王依囑の重任を遂げ得たり、波蘭分割の舉は、此の際を第一着と見做して可なり、(波蘭衰亡戰史)

三國の密議既に整ひければ、フリドリツホは、率先して、ダンチツホを占領し、埃國も亦往時の權利を名として、チツプス郡に侵入したり、是れ分割の濫觴なり、露國は、未だ襲撃に着手せずといへども、是れ則ち其の慣用手段なりと知るべし、左れば、一七七一年^我明和八年辛卯二月十七日、普露兩國の間に條約を締結し、其の年四月、埃國は、之れに承認を與へ、九月十八日、波蘭王も亦之を批准し、而して此の條約に由りて、三國は、左の如く一部の分割を行ふことを得たり、

(第一)露國は、ホワイト、ロシヤ、ポロツク、ウキテプスク、オルシヤ、モヒレツク、ムチススラウル、ゴメルを含有す、人口一百六十萬の地を領有する

(第二)埃國は、西ガリシヤ、及びレツド、ロシヤ、人口二百五十萬の地を領有す

ること、

(第三)普國は、久しく熱望せる西普魯士、人口九十萬の地を領有すること、之を波蘭第一回分割といふ、

(普埃露の三國はみづから分割の不條理なることを知れるが故に、強て之に理由を附し、公に向て辯解すへき必要ありと思考し、各自理由書を世に出して、其の正當の理由あることを證し、今回兵力に由りて之を奪ひたるは自己の領地の久しく同國に侵掠せられたるものを恢復したるに過ぎざるを述べて以て世人を瞞着せんことを企てたり、

露國女帝カタリナは、飽く迄も道德家の體面を裝ひ、露國がスタニスラス、ポニアトリスキを波蘭王の位に即かしめたるの事實を擧げて、深切の所爲なりと喋々し、且つ曰く、

スタニスラス、ポニアトリスキの即位は、波蘭の自由をして、昔日の光榮を回復せしめ、長へに選王權を鞏固ならしむるに必要なりき、彼の深く

同國に根底して、斷えず紛争の源と爲る所の外國干涉の如きも、亦此の即位と共に消滅するを得べかりき、吾人は、能く此の事情を知るが故に、百事を抛ちて此の事に盡力したり、其の波蘭を思ふ念の切なるは、此の一事にても知るべし、

然るに彼れ同盟黨は、何者ぞや、宗教の特權と、法律の維持とを名として、竊かに野心を包藏し、貪婪饜くことなきの慾を遂げんと望み、其の禍全國に蔓延して、波蘭を零落の淵に沈ましめんとす、早く之を勦滅して禍根を絶たざるべからず、是れ我が露國が波蘭に代はりて征討に従事したる所以なり、

女帝は、右の如く、専心一意、波蘭に盡せる所以を述べて、露國得意の瞞着手段を試み、次に分割の正當なる所以を示さんと欲じて、波蘭の版圖は、一六八六年我々自享までドウキナ河口、及びニール河畔のストイカ府以外に擴がらざりしことを舊記に改し、同年の條約以來、露領久しく波蘭の手

に入りたりと云ひて、露國が今回之を回復するの權利あることを論じ、牽強附會の説を述べて曰く、

當時露國が忍んで此の讓與を爲したる所以は、速に干戈を戢め、生靈塗炭の苦を救はんと欲してなり、然るに波蘭の臣民は、輒もすれば、兵馬を動かし、近隣の安寧を擾し、以て厚志に反せり、露國が今回固有の權利を回復したるも、謂はれなきにあらざるなり、管に然るのみならず、此の讓與は、只一時に止まれることを注意せざるべからず、何となれば、同條約の明文に「否らざるも、和好を修め得る迄讓與云々」と記しあればなり、左れば、今回壤地を回復したるの主旨は、互相の舊怨を散じ、紛争の種子を除き、永く平和を將來に維持せんが爲めなり、……

露國は、斯る薄弱なる議論を以て世人を瞞着せんと勉めたり、世人誰れか其の不正を怒り、其の暴行を憎まざるものあらんや、然れども、弱肉強食は、二十世紀の今日だも猶依然として國際上に跋扈せり、況はんや十八世紀

の當時をや、豈長大息せざるべけんや

英國の史家、リンドは『波蘭の現況』（一七七二年）に記して曰く、

『聖彼得堡の國務大臣は、如何に曲の己れ等に在る時といへども、之を公衆の前に辯解するに當りて、恬然として毫も恥づる色なし、思ふに彼得三世の崩御、ジョン親王の暗殺等の爲めに、漸く慣れて、面皮を益々厚鐵にしたるならん、（波蘭衰亡戦史）

カタリナは、波蘭に於て、聊か欲心を満足し、また土耳其よりも領地の若干を得て、意氣頗る揚がりたりといへども、茲に圖らざる一大困難の國內に生ずるありて、大に其の心を悩ましめたり、ソハ他事ならず、疫病の流行是れなり、此の疫病は、一七七一年（我）、（明）、（辛卯）、莫斯科に流行して、其の猖獗を極め、七月より八月に至る迄の間に、死亡毎日一千人の多きに上れり、故を以て人心恟々安んじて生計を營なむものなく、寶玉、其の他貴重なる物品を棄て、ボゴリユ

「ボウヲに至りて、聖母の像下に群集せしが、餘りに群集せし爲めに窒息して死する者も少なからざりき、

道德堅固なる大僧正アムウロシ之れを憂ひ、五人の人夫を雇ひて、偶像の取除方を取計らはしめしが、此の事忽ち導火線と爲りて、恐るべき一揆各處に蜂起し、暴徒は叫びて曰く、「大僧正は墮落坊主なるぞ、我れ々々から守護の聖母を奪ひ取りたるぞ、醫師も共謀して我れ々々を塵殺せんと謀るものなるぞ、我れ等正教徒に聖母三拜の禮を禁ずるは、不法とやいはん、不條理とやいはん、マダそれのみか、彼れ等は、市街や病院を薰らしたり、若し然らずば、疫病は疾に消滅したらんものを、クレムルに行くべし、クレムルに行くべし、アムウロシに向て、何故に我れ々々が聖母の仲間に加はることを禁せしかの理由を詰問せん」と、其の勢狂妄にして、なか／＼當るべくもあざりければ、政府は、大僧正アムウロシを捕へて之を死刑に處し、其の宮殿を沒收したり、而かも一揆は、毫も鎮定の色を呈はさざりしかば、大小銃砲を用ゐて、之を解散

し、且つカタリナは、グレゴリー、オルロツフと、調停に妙を得たるトツド博士とを遣はして、一揆を鎮定せしめ、人心を慰撫せしめたり、既にして、疫病も消滅し、秩序も恢復しければ、オルロツフは、京城に歸りしが、女帝は、彼れの爲めに、勝利の穹門を造りて、之に「莫斯科を病難より免かれしめたる人に贈る」と記さしめたり、

當時露京の、下等社會、即ち家附きの農僕、勞働者、小商人、工人が如何に無智粗暴なりしかは、此の一揆に由りて明かなり、彼の農夫を見よ、身は下層に在りて、肉食者の爲めに賤民とし、侮られながらに、諸般の費用を己れ等の双肩に擔はざるを得ず、詳かに言へば、國家凡百の費用を負ひ、地主の必要に應じ、官吏の重斂に従はざるを得ず、かくて苦痛に堪えざるか故に、常に出來能ふまじき變動を想像に盡きて、一日も早く其の變動の來よかしと望める狀は、恰かも漢の武帝が李夫人の再現を望み、唐の玄宗が楊貴妃の存在を期したる

と一般にして、到底夢に均しきものたり、且つ彼れ等は、蒙昧なる没理漢たる

を以て、苟くも名を貴公子に假るものあれば、忽ち之に欺かれて、其の麾下に集合するの傾向あり、故を以て奸人此の虚に乗じて、或は彼得三世と號し、或は、イウアン六世と號し、又は加之のみならず、ポール一世と號して、旗幟を翻へすものあれば、忽ち之に應じて、暴動を働らき、此の君の力に頼りて、黄金世界に生活するを得んことを企圖す、其の舉動は眞に愚なりといへども、其の心實に至りては、憫むべきものなきにあらざるなり、

カタリナ二世は、不世出の英主なりしを以て、其の帷幄の臣亦僥倖に乏しからず、而して其の中には、情郎多し、但し女帝の初年に於て最も勢力を有したるは、オルロツフ一家なるが故に、左に其の略歴を掲げん、

(第一) グレゴリー、オルロツフ

カタリナ第一の寵臣にして、二人の間にアレキシスを擧げたり、アレキシスは、後に叙爵せられて、ポブランスキ伯と稱したり、砲兵大將なり、

(第二) アレキシス、オルロツフ

水師提督なり、多島海遠征の後、ツエスマンスキの名を得たり、タランコツフ公女の悲史に關係を有したる人なり、
後に載すべし

(第三) フェオドル、オルロツフ

元老院會計長なり、

(第四) ウラヂミル、オルロツフ

二十一歳の時、専門學校長となりたり、露國史家の説に據れば、オルロツフ一家は、一七六二年我々實歴十年より同八三年我々實歴十年に至るまでの間に、女帝より農僕四萬五千人、金貨一千七百萬ルーブルの賜を受けたりといふ、

* * * * *

ポテムキン

前既に述べし如く、オルロツフの寵衰へて、ポテムキン之に代はれり、ポテムキンは、新露西亞、及びクリミアを露國の有に歸せしめ、且つ第二回露土戦争に於て、土軍を破りたる人なり、聖彼得堡に同名の邸宅を造りて之に住し、奢侈を極めたり、其の威權の最も赫々たりし

際は、二年の間に農僕三萬七千人、金貨九百萬ルーブルの賜を受けたり、一七八五年我年乙巳明彼れの収入を調査せしに、四十萬ルーブルありたり、是れより先き、一夕彼れが宴會を開きし時、蠟燭に費したる金額のみにて、七萬ルーブルにてありしといふ、豈驚くべきにあらずや、

フラトン、ツィポツフ 女帝の晩年に於ては、屢々寵臣の新陳交換を行ひたるを以て、永く恩寵を荷へるものは、殆んどなかりしといへども、獨り實權を掌握したるは、フラトン、ツィポツフなり、

此の人の兄ウアレリアンは、波斯戰の將軍なりき、
ニキタ、パニン 外交に長せるを以て名を知られたる人なり、

右の外、良臣と稱すべきは、ベツポロドコ、オステルマン、マルコツフ、ウヲロンツヲツフとす、

波蘭駐在の外交官には、レブニン、及びシーウエルスあり、倫敦駐在の外交官には、シーメン、ウヲロンツヲツフあり、ストツクホルム駐在の

外交官には、ブツドベルロあり、巴里駐在の外交官には、ドミトリ、ガリツインあり、皆知名の人々なり、

陸軍の將校には、アレキサダー、ガリツイン、ドルゴル、キルミアンツヲツフ、スウヲロツフあり、

海軍の將校には、グレイグ、スピリドツフ、チツアゴツフあり、
美術、及び慈惠の事を司れるは、イウアン、ベツキあり、

故に當時露國には、各務適當の人なきにあらず、女帝の才を以て、是れ等の名臣を指揮したるが故に、百事の日々に進行したるは、怪むに足らざるなり、唯だ惜むらくは、淫猥腐敗の空氣の其の中に充滿したること、是れなり、

今その腐敗の事實なりしことを證せんと思はゞ、カタリナ自身が「賄賂と、官吏が物を喰ふとは、朕の治世に於ける最も憎むべき痼疾」といひて嘆息したるにても、明かなり、當時の一記者曰く、

吾人の最も重大なる職務は、政府の腐敗が如何なる度に達せしかを同胞に向て告げ知らすに在り、吾人が久しく耳にし、今日現に目撃する所に據るに、此の腐敗は、政府の全體に波及し、一省一局といへとも、其の傳染を免かれたるものなし、例へば、何人にてても、一個の職務を得んと思へば、先づ金を出して之を買ひ受けざるべからず、不便を訴へて之を免かるゝも金次第なり、若し近隣の人を誣告するとも、金さへ出せば、必らず勝訴と爲るべし、

判事は、萬能の神の名を以て、神聖なる職務を行ふべきものなれども、猶法廷を恰かも商店たらしめ、原被の其の孰れを勝たすも、負かすも、二一天作の上に在り、而して上帝、女帝、及び國家の爲めに孜々するにあらずして、我が財彙を充たし、宏壯なる第宅を築き、解語の花に飽かんが爲めに孜々するなりとは、言語道斷といはずして、將た何とか言はん、
或る確かなる筋より聞く所に據れば、ノウゴロツド警察署の登記吏は、忠

義の誓を受取る毎に、其の機に乗じて、一人に付き、金貨一片づゝを詐取したりといふ、吾人は、此の實話を耳にせし時、震慄せざらんと欲すといへども、能はざりき、

當時露國は、四方を征伐し、蠶食を旨とした故に、勿論露國が蠶食を旨とするのは、此の女帝の世には限らざれども、政府の財政上に及ぼす影響は、實に非常であつた、がしかし寵臣任命の制度から起つた害に比らべると、誠に瑣々たるものである、斯ふ言つたならば、此の制度の害の大きかつたことが察せられるであらふ、今その概略を述べれば、十二人の寵臣へ賜はつた金額は、記録に載つて居る分ばかりでも、一億萬弗以上である、ランスコイといふ寵臣は、嘗て一回も政務官に任ぜられたことなく、只だ醜狠なる職に四年間在つたばかりであるけれども、死後に其の財産を調査したれば、正金で七百萬ルーブル、其の他貴重の財寶の多かつたことは、實に非常であつた、ポテムキンの富は、公共の血を絞り、私人の

懐を掠めて得た所の租税と御用金とから成り立つて居たが、その夥多しいことは、前者にも優つて、全く虚言のやうであつた。彼れの死後に其の財産を調査したところ、其の所有に係れる奴隷の數二十萬人、正金と、寶玉と、銀行貨幣とは、あらゆる戸棚に充滿し、爲替券は、三十二箇あつて、其の總財産概ね六千萬弗であつたといふことである。

カタリナ大女帝は、晩年に至つて益、淫行の度を高め、墮落の淵に沈んだ。そうして六十の坂を越してから、二十四歳の美男子ツィポツフを寵愛して、例の官職に任じた。

其の頃、大女帝は、またリツトル、ハーミツテージ會(脱塵會)といふ名の會を建て、みづから會長となつたが、此の會は、放蕩なる男女が集まつて酒色に耽る爲めに設けたものである。

また此の會場の中へ猶一層の秘密室を設けて、之をリツトル會と名付た。

カタリナ大女帝は、不世出の英主にして、智謀權略を以て世界に鳴り、外交上に於ては、和戰共に敏腕を顯はし、永く國內の人民を畏服せしめたゆゑ、永く露國の模範と爲るべき人であるのに、その人が前に言つた通りの始末であるから、其の淫風は延いて貴賤貧富に及ぼし、就中婦女は、女帝の行狀を真似るのを以て、此の上なき善き事と思ふ故に、華族の如きは、宮廷と同じく寵臣の名義を有する役目を設け、夫人は、公然として情郎を蓄ふれば、良人も止むを得ずして之を許し、夫婦の間に眞の情愛といふものは、地を掃つてなくなり、婚姻は、殆んど無用の長物といふべき有様となつた。

また是れ等の男女は、物理學者俱樂部といふのを設けたが、此の俱樂部へ出席するのは、孰れも最高等の男女で、其の集會の目的は、誰れ彼れの別なく、獸慾を逞ふするのである。それであるから、集會の節には、先づ飲食の筵を開き、酒宴が終はると、男女各々籤取りて、一對となり、手に手を

取つて別室へ退くのである、勿論コンナ會は其の後警察の手で禁ぜられたが、一時は中々盛んであつた、

カタリナは、また梅毒に感染した所の五十人の婦女子の爲めに病院を設立し、入院の患者は、殊に意を用ゐて、丁寧に取り扱はしめ、其の身分姓名を問ふことを許さなんだ(世界英雄神髓)

* * * * *

今や波蘭は、夕陽將に西山に入らんとするの衰運に向ひたり、而かも愛國者は、嚴島の清盛ならぬも、落日を挽回して、再び東天に輝かしめんと企て、一七七三年^{我か安永}二年^{癸巳}より同九一年^{我か寛政}三年^{辛亥}に至るまで、凡そ十八九年の間に諸種の必要なる改革を行ひたり、今其の大要を掲げん、

ツェンホースは、ワルソーに醫學校を創立し、ウキルナ及びクラコイに存する舊來の大學校を整理して、適當のものと爲さしめ、又若干の第二等學校を設けて、佛國の哲學者コンテラツクをして、教科用論理書を編纂せし

めたり、

波蘭王スタニスラス、ポニアトリスキは、元來佛國有名なるウラルテールと好を通ずる程の佛國最負の人なれば、佛伊兩國の工藝家を誘ひて、屢々自國を訪問せしめたり、

波蘭國自身にも、亦史家、詩人輩出し、其の天才を以て、自國の憫むべき晩年に裝飾を加へたり、

要するに、當時波蘭は、佛人の教導の下に、真正の復活時代とは爲りたり、左れば、佛人レ、ウエルは、當世を評して曰く、

波蘭は、驚くべき長足の進歩を爲したり、愛國者が改革に着手してより、未だ數年ならざるに、國民は、忽ち迷信の弊を蟬脱して、信教上の汚點を洗滌し、曾て尊信せし魔術の如きも、今は一笑に附し去りて、誰れも之を顧みるものなく、自然の現象の如きも、一に道理に基きて之を解釋するに至れり、

人民の品性は、數百年來、教育の其の宜しきを得ざりしが爲めに劣等なりしかど、今や新式の教育を受けて頗る高尚の域に進み、新波蘭の青年は、前代に行はれたる賄賂、及び迷信の如きを、殆んど夢にだも知らずして、却て自由と愛國との念を存せり、是れ畢竟愛國者が波蘭の永久を欲する念の切なるより、此の好結果を生じたるものなり、

既に社會上に於て改革を行ひたる以上は、政治上に於ても亦改革を行はざるべからず、而して政治上の改革を行はんには、第一着手として彼の外人を君主に選びて、外國の干渉を招き、久しく世間の笑柄と爲りたる、憎むべく、有害なる憲法を改革せざるべからず、故にワルソアの議會は、此の目的を達せんが爲めに、委員を選擧し、且つ此の目的に妨碍を與ふべきは、第一に露國、并に露國黨なるが故に、先づ兵備を嚴にして之に當るの要あり、

然り而して十日の視る所、恰かも當時は、かゝる大膽なる策略を斷行するの機會たるが如し、何となれば、たとひ佛國は、有名なる革命の爲めに、國內動亂して、波蘭を援くるに暇あらざるにもせよ、猶他に英國の如き露國を睥睨するものあり、且つ土耳其、及び瑞典の兩國は、現に露國に對して開戦を宣告し、普國も亦近來波蘭に親みを求めて、ポニアトリスキに露國の羈絆を脱すべしと勸め、殊に攻守同盟締結の議さへ提出したればなり、一七九一年^我三年^の辛亥の議會は、同盟と爲りて、互に協心戮力を誓ひ、多數に由りて、憲法改革の議を可決したり、而して改革の要點は左の如し、

(第一)王位は世襲たるべきこと

(第二)自由不認可權を廢し、合法的に無政府を認むるが如き愚を斥くべきこと

きこと

(自由不認可權とは、滿場の一致を得ざれば、何事も可決すること

能はざるをいふ)

蘭に同盟を乞ふて曰く、「貴國果して露を棄て、我れ等に同盟せらるゝならば、我れ等は、曾に貴國が憲法改革の舉に反對せざるのみならず、寧ろ双手を擧げて之を賛成せん」と、普王は、これにても猶もどかしとや思ひけん、ワルソ駐劄普公使に令して、親しく議會に向つて、波蘭が露國と同盟して、土耳其を伐つての不可なるを陳せしめ、露を棄て、普と同盟を結ぶべしと勸めしめたり、

波蘭は、平素露國の處置を憤りて、怨、骨髓に徹し、報復の念切なり、故に何者にても、我れに、一臂の力を貸すものあれば、之を歡迎すべきは、理の當然なり、加ふるに、今や憲法を改革したり、此のまゝ、孤獨にてあるならば、他日露土媾和の曉に及びて、必らず露國の妨碍を蒙むらんことを恐る、かゝる場合に臨みて、普國の請求に逢ひたれば、欣然として宛ながら、鞏固の雨に逢ひたるが如く、普公使に向て回答を與へて曰く、「弊國は、決して彼の憎惡すべき露國と同盟を結ばざるべし」と、

波蘭議會は、普國の請求に忽ち勢ひを得て、露國に對する舊來の態度を一變し、先づ兵員を十萬に増加したる後、露兵に向つて直ちに波蘭國內より退去せんことを要求したり、左れば、露公使は、大に此の要求を不可とし、異議を述べて曰く、「予は、貴國が飽く迄も一七七五年^{我の安永の}四年乙未の憲法を守りて、之を變更することなからんことを望む、然るに貴國に於て、若し聊かたりとも、此の憲法を變更せらるゝならば、予は、之を條約違犯と見做さざるを得ず」と、噫、不法も亦已甚だしからずや、

抑も疊きに普埃露の三國が波蘭の第一回分割を行ひてより、普埃の二國は、速かに兵を撤し、篡奪の地を收めて國に歸りたれど、獨り露國は、依然として官吏を置き、兵を駐屯して、掠奪侮辱を恣にしければ、波蘭人民が露國を恐れ惜むことは、蛇蝎も曾ならず、彼の炯眼なる普公使は、此の事情を熟知し、更らに一層憎惡の念を増さしめんと欲して、故さらに虚説を捏造して曰く、「露國は、竊かに波蘭王に向つて、一個の難題を言ひ掛け、王若し露土戰爭に對して

局外中立を守らざれば、大波蘭の地を奪はんと言ひたり、是れは確かなる筋より聞き込みたる説なり」と、公使の口より、サモ誠しやかに話し出せしかば、口より口に傳へて、忽ち一般に傳播し、案の如く露國を憎むの念益々加はりけるにぞ、波蘭は、遂に意を決して、普國と同盟を結びたり、實に一七九〇年我寛政二年庚戌三月十五日なり、

既にして露土愈よ和を構じければ、貪慾無比のカタリナは、或る難題の下に再ひ波蘭を分割せんと決意し、ソルソ駐劄露公使に令して我か意を波蘭政府に致さしめて曰く、

波蘭人何故に朕の允可を経ずして憲法改革を行はんとするや、否、汝等は、敢て條約違反の罪を犯さんとするか、噫、不法なる波蘭人よ、汝等速かに先非を悔ひて、改革の念を絶たば、朕は、特別の證議を以て之を寛假せん、否らずんば、之を罰して許す所なかるべし、

と、

此の恐迫は、取りも直さず開戦の宣告なり、

果せるかな、十萬の露軍、戦列兵八萬、コサツク兵二萬は、五月十八日を以て波蘭に侵入せり、波蘭の方に於ては、三師團の軍に命じて防戦の準備を爲さしめ、第一師團は、王姪ジョセフポニアトスキ之が令を司り、第二師團は、ミカエルウキハカールスキ之が令を司り、第三師團は、有名なる愛國者コスシユースコ其の司令官たりき、

此の戦に、コスシユースコが部下の波軍は、忠勇無二の愛國者のみなれば、遅鈍に名高き露軍如何そ之に當ることを得べけん、六月十八日チーレンスの戦に波軍大勝利を博して武功を顯はし、モクラノースキの如きも、ポロンヤの戦に頗る名譽を輝かしたり、就中、ゾピエンカの血戦は、此の露波戦争中の最も激しく、目覚ましかりしものにして、コスシユースコ寡兵を以て能く三倍の敵軍に抵敵し、數千人を殺して、悠々として退きしは、無比の壯觀なりしとさへり、

然れども、如何にコスシユースコと、其の部下の兵とが一騎當千の勇ありとも、其の他の波軍は、皆碌々として共に事を謀るに足らず、殊に彼れは衆く、我れは寡なれば、惜むべしリチユニアの戦に一敗地に塗れて、復た如何ともする能はず、遂に露軍の勝利に歸したり。

是に於て、波蘭王スタニスラス、ポニアトリスキは、カタリナに書を送り、コンスタンチン大公を我か後嗣となすべきを陳して、女帝の歡心を買はんと勉めたり、然れとも女帝は、此の事に就て何等の回答をも與へず、只だ王が契約の條款に背きたるを責め、且つ之に向て非改革黨に加盟すべきを諷せり、而して軟骨なる波蘭王は、カタリナの諷旨に従つて非改革黨に加はり、其の盟約を允可しければ、波蘭は、又もや露人の鼻息を窺ふことゝ爲りたり、左るにても、カタリナは猶満足すること能はず、公使シーウルスに勅して、普公使ブツコルツと波蘭分割の事を議せしめ、四月九日を以てグロドノなる同盟黨委員の前に之を宣言せしめたり、今「波蘭衰亡戦史」に由りて、其の宣言

の大意を記さん、

先づ兩國は、元來波蘭多數人民の師友となり、有益なる忠告者と爲らんと期したるに、事稍齟齬して今日に至りたるは、實に遺憾に堪えずと述べ、更らに語を次て曰く、

近時佛國革命の精神、波蘭に傳播し、不良の徒、竊かに露國に對して猜忌の念を懷き、二三外國の朝廷をして、同國の志を疑はしめんと、陰謀を運らし、事成らざるを以て、無知の人民を瞞着して、抗露の運動を爲さしめたり、是に於て我か女帝陛下は、止むを得ずして、其の惡逆を罰し、若干の地を收めて、同國の將來を益せんとす、……

暴横なる露公使シーウルスは、命令的の語氣を用ゐて、凡て憲法改革に同意したる人々は、再び議員に選舉すべからずと述べ、各地に露兵を配置して、百事我か意の如くに行はしめんとせり、

シーウルス又議會に令して曰く、「諸子よ、諸子は、來る七月十七日を以て、分割

條約を承認せざるべからず」と議員は、此の一言に憤激して、寧ろ一命を犠牲にするとも、奴輩に甘從せざらんとの意を決し、異口同音に絶叫して曰く、「咄醜虜が西伯利を以て吾人を恐迫することの面憎きよ。たとひ彼れが如何に暴威を以て吾人を壓制せんと謀るとも、吾人何ぞ彼れを恐れんや。請ふ諸君、我れは、諸君と共に喜んで那の處に流され行かんとす。彼の奴は、吾人の身體を那の處に流し得べきも、焉んぞ精神を流し得べけんや。願はくは、君の仁と、我れの勇とを以て敵を震恐せしめん」と、「西伯利に行かん」、「西伯利に行かん」の叫聲は、院内に反響しけるを勇ましき、

凡そ露國より公使として任に波蘭に赴むくものは、百事意のまゝに行ひ、毫も規則に制限せられざるの規定たり。然るに此の如く擅斷權を有する公使は、皆亂暴なる野蠻國露亞に生長したる人物にして、今俄かに西歐の地に行きたりとも、忽ち文明人に豹變すべきにあらず。殊に大國の風を吹かして、少弱國の人民を奴隸視するは、彼れ等の持前なれば、彼れ等が常に暴威を弄し、

恐迫的の舉動を行ふは、怪むべきにあらず。左れば、露公使シールスは、其の年九月二十二日、波蘭議會に宣言書を送りて直ちに分割條約書に記名調印を爲すべしと迫り、且つ保安の爲めと稱して、グレナデール兵二大隊と、大砲四門とを以て議事堂に充てたる城の四周を圍み、又露國士官は、議場の内外を嚴重に警衛して、議員の座席を離るゝことをすらも制し、外來人は、一切議場内に入ることを禁せり、而かも厚顔なるシールスは、猶恬然として聲言して曰く、「議員諸君には、充分の言論の自由を許すべし」と、噫、自由の實何處に存するや、彼れ公使は、イザと言はゞ、腕力に訴へて議場を蹂躪すべき決心なり、之をしも自由を許すと言はゞ、世に恐らくは、一も不自由なるものなからん。

かゝる暴横、かゝる壓制を受くるも、猶愛國者は、凜乎として平生の志操を變ぜず、斷然露公使の要求を拒絶し、其の不法を詰れり、

イトト、癡惡なるシールスは、此の反對に益々、烈火の如くに憤怒し、愈よ

自由論者の假面を脱して、即夜兵卒に命じて四名の餘々議員を逮捕せしめたり、故を以て自餘の議員は、痛く其の不法を攻め、速に其の縛を解くべしと迫りしかど、鐵面奴如何そ之に驚かん、傲然として言へらく、

予は、一切言論の自由を妨碍せず、只た彼の四名議員逮捕の事は説明以外なり、

と、

シールルス又詭言を唱へて曰く、

諸君、何人も主権者の命令を遵奉せざるべからず、是れ法律の原則なればなり、然るに彼の四名は、此の原則に背戻するのみならず、元來彼れ等の眼中には、此の原則なるものなきが故に、予は今教師と爲りて、彼れ等に之を誨へんと欲するなり、

と、

ア、ナント口は重寶なるものかな、シールルスが部下の露將は、議員が己れ

の權幕に懼れて閉息したるを見て、更らに暴言を吐きて曰く、

足下等苟くも我か露國の要求に應せざる間は、一切此の室を出てしめず、否、甞に出でしめざるのみか、或は辛き目を見することもあるべし、

と、

此の危急に臨むも、尙議員は、決して承諾を與へず、只だ口を緘ぢて默然たり、暴横なるシールルスは、沈黙を以て承諾の證と見做すべき旨を述べ、二三議員の反抗ありしにも拘はらず、終に條約は可決せられたりと主張せり、是に於て普露兩國は、愈よ第二回分割を行ひ、而して露國は、其の版圖をリチニア、及ヒウラルヒニアの中央に進め、普國は、大波蘭の殘部と、小波蘭の一部とを領有したり、

孟子言へることあり、曰く「昔者大王邠に居る、狄人之を攻む、之に事ふるに皮幣を以てするも、免かるゝことを得ず、之に事ふるに珠玉を以てするも、免か

るゝことを得ず、乃ち其の父老を屬めて之に告げて曰く、狄人の欲する所のものは、我が土地なり、吾れ之を聞く、曰く、君子は、其の人を養ふ所以の者を以て人を害せずと、二三子なんぞ君なきを憂へん、われ將に去らんとすと、節を去りて梁山を超え、岐山の下に邑して居る』と、然り、蠻人は實に貪慾饜くことを知らずして、土地を蠶食せざれば止まざるなり、否、吾に之を蠶食するのみならず、之を全滅せざれば飽き足れりとせざるなり、當時露國は、波蘭に向て第二回の分割を行ひたれども、美味いつ迄も忘れ難く、早晚好機に投じて、全く之を分割せんと欲望し、露公使シーウルの後任を襲ぎたるイゲルストロムは、先づ從來三萬ある所の波蘭軍を一萬に減じて以て反抗の虞なからしめんと、議を發せり、而して波蘭の常置委員は、痛く此の議に反對したれども、到底露公使の權勢に當り難きを以て、終に滅兵の事に決せり、左れば波蘭の愛國者は、之を聞き、切齒扼腕、みづから其の怒を制すること能はず、コスシユースコが尙早しの説を述べて之を諫むるにも拘はらず各

所に會合して密かに謀る所あり、然るに此の事いつかイゲルストロムに到りしする所となりければ、イゲルストロム急にグロドノよりワルソに到りて、志士捕獲の網を張り、日々に逮捕するもの少なからず、彼の元老中に其の人ありと知られたるマストリスキの如きも、亦縲紲の辱を受けたり

波蘭の志士茲に至りて、もはや黙すること能はず、マダリンスキ先づ兵を起して露人に抗せり、實に一七九四年我が寛政六年甲寅三月十五日なり、

是れより先き、謹心持重なるコスシユースコは、マダリンスキ等に向つて輕舉を戒め、苟くも成功の必とすべきを確認するにあらざれば、決して事を起すべからずと忠告せしが、今や此の報を聞き、大に驚き、

噫、大事去れり

と絶叫すること三たびなりき、既にして言へらく、

事既に茲に及ぶ、亦如何ともすべからず、只此の上は、死を共にせんのみと、急に旅装を整へて、索遜尼を發し、三月二十三日の夜を以てクラコーに着

せり、クラコー^{クラコー}府に於ては、ウヲヂツキ等豫め四百の兵を率ゐて、鶴首してコ
スシユースコ^{コスシユースコ}の來るを待ちしが、コスシユースコ既に來りければ、衆皆之を
推して大元帥に戴けり。

クラコーの諸軍は又羅馬の古事に倣ひて、コスシユースコを總裁^{チーフ}に選べり、
左ればコスシユースコは、文武の二大權を掌握して、擅制の權悉く一身に在
り、然れども性謙遜にして、敢て威權を弄せず、國民議會を組織して、之に主權
を一任せり、コスシユースコの如きは、北米の華盛頓、南米のシヲリツアと共
に無私無慾の三偉人と稱すべきなり。

是に於て、波蘭は、全國到る處、時ならぬ血の雨を降らせ、醒き風を生じて、露軍
と激戰半歳に及べり、而かも當初は、波蘭軍頗る勝利を博して、露軍をワルソ
^ワ及び其の他の諸地より驅逐するを得たりしかど、其の歲一七九四年^我、十
月十日マシ^{マシ}ヲヨイスの戰に、運命薄く打ち負けて、復び起つこと能はざる

に至りしところ、なさげなけれ

此の戰に、コスシユースコは、馬に鞭つて巨溝を越えんとせしが、誤て溝中に
陥りければ、重傷を被むりて進退の自由を失ひ、遂に敵兵の捕獲する所とな
れり。

是れより先き、露公使イゲルスツロムは、愛國者中に頭角を見はしたる二十
餘名の人々を逮捕せんと欲し、幸ひ四月十八日は、基督復活祭にして、人民の
多數は、教會に群集すべければ、其の機に投じて搦め捕らんとて、充分に手筈
を整へたりき、幸ひにして、ワルソ^ワの市人キリンスキなるもの密謀を探知
して、竊かに愛國者に告げれば、愛國者は、直に秘密會を開き、我れより先を
制せんが爲めに、露人が期定せし日の前日、即ち四月十七日を以て兵を擧げ
たり、此の役や、二日間に涉りて激戰あり、而して露軍は、無慮八千人の多衆な
りしにも拘はらず、波蘭軍勝利を得て、其の二千二百餘人を殺し、二千餘人を
虜にしたり、而して卑怯未練なる露公使は、平素の横暴に似ず、恐怖震慄して

降を乞ひたり、左れば、愛國者は、先づ之を捕へんとせしが、氣まぐれなる波蘭王スタニスラス、ポニアトリスキは、情婦カタリナへ盡すが爲めか、將た後日の崇りを懼れてか、嚴に攻撃中止の勅命を下せり、故を以て愛國者は、王命の黙だし難きに、遺憾ながらも躊躇しつゝありければ、イゲルスツロムは、此の虚に乗じて、一目散に逃走し、ワルソ^{ワルソ}附近なる普軍の陣營に到ることを得たり、

十月十日の戦に、波軍不幸にして一敗地に塗れければ、露軍遂に十一月六日を以てワルソ^{ワルソ}に侵入し、露奥普の三國また波蘭分割を約し、而して翌一七九五年^{我が寛政七年乙卯}十月二十四日を以て、終に第三回分割を行ひ、波蘭をして限なく地圖上より抹殺せられしめたり、

未だ久しからずして、カタリナは崩せり、『世界英雄神髓』に當時の顛末を述べ

て曰く、

大女帝の崩御は、如何にも不意であつたゆゑ、聞く人毎に一驚を喫した、是れより先き、彼の女は、水腫の病に罹つて、身體も手足も脹れかへり、又は壊れなどして、如何にも難儀の様子であつた、それゆゑ歩行は、至つて六づかしかつたけれども、平素剛氣な彼女のことゆゑ、功名心といひ、放蕩といひ、少しも平日に變はらなかつた、其の一例を舉れば、一七九六年^{我が寛政八年丙辰}十一月四日、女帝は彼のリツトル、ハーミツテ^{リッ}會へ幸し、例に依て、上々機嫌であつたのみか、中にも會呂利新左衛門的のリオフ、ノリスキンに向つて『貴様は死ぬぞ』と畏迫された時の様子などは、全く平素の通りであつたに、何ぞ圖らん、其の翌朝は、卒中風症に罹つて、人事不省と爲り、三十七時間の後終に異郷の客と爲つた、

噫、カタリナ大女帝は、近世史に稀れなる女主にして、史家マツカージ^イの如きは、其の身、英人でありながら、猶大女帝は、エリザベス女帝よりも

優ると論じた。況して露國人の眼から視ては、如何に好く見ゆるや。謀り知るべからず、惜いかな、病的熱情に惱まされて、不滅の汚點を其名譽の上に加へた。然れども人各々能あり、不能あり。カタリナの悪虐醜行の如きは、固より憎むべく、恐るべしといへども、其の權變の才に至つては、多く得難きものと稱して可なり。

第十章 ポール一世

カタリナに繼て帝位に即きたるをポール一世とす。位に即きし時四十二歳なりき。ポールは、カタリナと其の第一回の情人ソルテコツフとの間に生まれたる男兒にして、性伶俐なりしかども、母帝の爲めに甚だ憎まれたるより、知らず識らず片意地と爲りて、頗る天性を傷へり。蓋し母帝の意に以爲らく、ソルテコツフは、脅迫手段を用ゐて、朕を辱かしめ、朕をして此の兒を分娩せしめたりと、悪感の存するところ、おのづからポールを憎惡し、常に之を屈辱して、首を擧ぐることを得ざらしめ、教育を加へず、軍隊に接することを禁止しければ、母帝の寵臣も亦其の歡心を買はんが爲めに、勉めてポールを疎遠し、之をじて孤立の身と爲り、殆んど無人島に在るの念ひを爲さしめたり。ポールは、母帝の爲めに屈辱せられたるの極、終に怨望の情を生じ、殊に彼の女が父帝彼得三世を弑し、其の位を篡ひたることを聯想して、心中甚だ快か

服に改めしめたることは是れなり、抑も洋の東西を問はず、時の古今に論なく、何處の國にても、古來の習慣の存せざるはなし、而して露國軍隊の制服は、習慣上、甚だ利便を感じ、露人の目に見て、頗る軍人的優美の念ひあり、且つ最も其の地の風土に適せるに、今俄かに之を改めたるより、軍隊は其の帽の重もくして、不愉快なるを嫌忌し、豚尾を垂れ、髮粉ヘアパウダーを施すを眩きて、一人も之を實行せず、殊に老將スウフロッフの如きは、異議を唱へて曰く、『髮粉は火藥にあらず縮髮は大砲にあらず、豚尾は刀劔にあらず、且つ臣は露人のチャキキ々々にして、普人にあらざるが故に、勅命に應ずること能はず』と、遂に帝の逆鱗に觸れて首都より退去を命ぜられしかども、言を改めざりき、

一八〇一年我が年三月二十三日の夜、帝、兇毒の手刃に斃れたり、是れより先き、帝は、度量の狭小なると、不法の振舞を爲すとに由りて、大に衆人の厭ふところと爲りたり、且つ帝が外戦を好みて、佛英と干戈を接えたるが如きは

貴族をして國家の爲めに不安の念を懐かしめ、麥、麻、其の他未製物産の輸出を禁じたるが如きは、地主の收入上に痛く影響したるを以て、貴族は、之を黙過するに忍びず、竊かに相團結して、謀る所ありたり、

帝又母帝の性を受けて、頗る婦人を好み、而かも母帝が磊落の間に、おのづから節度を存するに似ずして、荒淫度なかりしかば、世人は、帝を評して色情狂者と云へり、加之のみならず醜陋なるマデモイセル、ラビユキンを愛して、窈窕たる皇后を遠ざけ、屢脅迫的言語を用ゐて、皇后、及び長子歴山を威嚇せしことあり、終に帝位相續の常規を變じて、歴山の相續權を奪はんと謀りければ、歴山母子の憂懼は一と方ならざりき、然れども世間豈似而非的の張子房なからんや、豈似而非的の東園公、角里先生輩なからんや、當時伯林駐劄公使たるバニン伯は、竊かに廢立の舉を企て、屢歴山に會して謀る所あり、歴山初めは狐疑躊躇して決すること能はざりしが、遂に其の意に従ひたり、又リウヲニヤの貴族バニン伯なるものあり、バニン伯の企圖を知りて謀を通じ

終に逆徒の主腦と爲れり、是れ當時パーレン伯は、聖彼得堡府知事兼警視總監たりしを以て陰謀を實行するに最も便なればなり、
帝一日パーレン伯に問ふて曰く、

卿は彼の二七六二年我々實曆十年先帝彼得三世陛下が逆臣の爲めに位を廢せられ給ひし時の顛末を記臆するや否や、

パーレン伯對へて曰く、

然り、當時臣は、近衛兵の曹長たりしを以て、詳細に之を記臆せり、

帝又曰く、

惟ふに、今や彼の時に同じき逆徒復た起らんとす、卿未た之を聞かざるやと、逆謀の或る細目を記せる一片の通知書を出して之に示せり、

パーレン伯は、此の通知書を見て、心中大に驚きたれども、元來不敵の癖者なれば、故さらに平然たる態度を表して對へて曰く、

然り、臣亦之を知らざるにあらず、然れども、臣其の逆徒の何者たるを確め

んが爲めに、故さらに之に加盟せる爲して、其の隱事を扨かんと欲す、

と、噫、惡むべき佞口かな、史家サブルコッフが吾人に告ぐる所に據れば、パーレン伯が逆謀を實際に行はれしむるの方法は左の如し、

(第一)ポールの最も拙劣なる勅令を勵行して、帝に敵對する人の數を増加すること

(第二)ポール父子を益す離間して、歴山には父帝を益す怨ましめポールには益す歴山を憎ましむること

是れなり、伯又プロオブラツェンスキ近衛兵大佐タルイチン、及び其の他同隊に屬する少壯有爲の士官を説破して徒黨に加盟せしめ、且つ一七六二年の叛逆に與みせし人々の子孫を籠絡して之に加盟せしめたり、

パーレン又ハノーヴル人ベンニグセンの剛毅果斷なるを知りて、之を吾が黨に致せり、

人ありパーレンに向て、「他日、帝に讓位を迫るの曉に及びて、若し帝が之を肯

んせざりしならば如何すべき』と問ひけるに、パーレンは答へて『オムレツを製せんと思はゞ、鶏卵を毀たさるべからず』と言へり、

カタリナが晩年の寵臣ブラトン、ツーボツフ、其の弟ニコラ、及び其の妹の如き不潔の輩も、亦此の徒黨に加はれり、是れ等は、猥褻の所業を以て、社會に指彈せられたる人々なり、又波蘭輓近の分割に際して不法の掠奪を恣にし、不義の富貴を致せし人々も、亦此の徒黨に加はりたり、是れ等は、一日ポールに我か非行を看破せられ、折角ものせし財産を波蘭人に返戻せしめられんことを恐るゝ人々なり、

ロストブチン、及びアラクチーフなるものあり、共にポールの寵遇を辱ふし、無二の忠臣たりしが、偶、此のとき、逆鱗に觸れしことあり、帝怒てロストブチンの職を褫ぎ、アラクチーフを遠竄の刑に處しければ、二人共に露西亞人の常として、忽ち敵黨に與みせり、是に於て、帝前令を取消し、二人を舊職に復せんとしけれども、噫、既に遲し、共に敵の籠絡する所となれり、

三月二十三日、帝、普國の優柔に憤る所あり、伯林駐劄露公使に勅し、普王若し依然として事を左右に託するならば、兵馬を以て問ふ所あらんと言はしめしが、不敵なるパーレン伯は、此の勅語の末文に附加して、暗に公使パニン伯に弑逆斷行の期の迫れるを報じて曰く、『今日陛下御不例にまします、或は大事に及ぶことあらん』と、

其の夕、宮廷警衛の番に當れるは、セメノリスキ近衛兵にして、其の將校の多數は逆謀に加はれる人々なり、逆徒が既に御座の間近く闖入せんとしける時、パーレンは、陽に護衛に侍ると稱して、陰に逆徒に闖入の利便を與へ、ベニグセンは、劔を按して、ポールに讓位を迫れり、

然れとも、案の如くポールは、允可し肯んせざりしかば、合圖に従て、暴徒は悉く玉座に近く亂入し、其の混雜一と方ならず、兎角する間に、燈火は消えて、ぬば玉の闇夜と爲りけるが、闇中何者ともなく、帝を引き倒して、殺したり、或は曰く、ニコラ、ツーボツフなりと、或は曰く、イヤシウキル公なりと、果して何

れが眞なるを知らず、

其の翌二十四日、太子歴山入て帝位を繼げり、之を歴山一世となす、時に一八〇一年^{我が辛酉}なり、

第十二章 歴山一世

歴山位に即きし時、年二十五。會々人民は、ポールの苛政に倦みたるを以て、帝の踐祚を歓迎したり、然れども、帝其の人は、内に省みて、徳に慙づる所なしと言ふを得ず、何となれば、たとひ弒逆は、朕の與かり知る所にあらずと稱するとも、萬人をして悉く首肯せしめ能はざるべければなり、假りに若し當時の史家をして孔子の筆法を用ゐて春秋を著はさしめば、

露、世子歴山弒^其君波羅^ヲ

と記すとも、歴山たるもの、恐らくは之を拒否することを得ざらん、歴山位に即て、先づバイレン伯が聖彼得堡知事兼警視總監の官を解きて之を斥け、次で又ツポツフ及びバニンを罷黜したり、而して其の理由とする所は、バイレンは、帝に侮辱を加へ、ツポツフ、バニンは弒逆に與かりたりといふに在り、噫、是れ豈何たる辯解ぞや、抑もバイレンが弒逆の首魁にてあ

りしことは、前章述ぶる所に由りて明かなるべし、而して既に其の首魁たることの明かなる以上は、他の二人等と共に之を極刑に處せざるべからず、然るに、事茲に出でずして、バーレンを貶するに他の理由を以てし、ツィボツフ等の如きは逆徒と目しつゝ、猶纒かに免黜に止まれり、寛大も事にこそ由れ、眞に是れ咄々怪事。

歴山既に三人を斥けたれば、則ち少壯勇爲なる三人の政治家、即ちポール、ストロゴノツフ、ノウラシルツラツフ、及びアダム、ツアルトルイスキを登庸して之を顯要の地位に置き、特に之を信任したり、此のアダム、ツアルトルイスキといへるは、先帝大に之を忌憚し、其の太子の精神を左右せんことを恐れ、て撒丁國駐劄公使に任じ、所謂敬遠主義を行ひたるものなり、

此の三人は孰れも血あり熱ある人なれども、熱情に過ぎて人に欺かれ易きの弊あるを以て、更らに冷血にして世故に熟せる老政治家、コツツペー公を擧げて、亦大政料理の責を負はしめたり、故を以て、歴山が位に即くや、俄然其

の外交上の面目を一新し、歐洲各國をして豹變の著しきに驚かしめたり、然れども是れ等の事は、本書の目的以外に在るを以て之を省く、

(歴山一世と拿破崙との關係、并に拿破崙が露國を伐ちて、一敗地に塗れたる顛末は、予の『拿破崙露國征討史』に載すべし、『拿破崙露國征討史』は、今現に國益新聞紙上に日々連載しつゝあり、他日一書と爲して刊行すべきものなり、)

*

*

*

*

*

*

歴山即位の初年に於ては、頗る自由寛大の政策を旨とし、露國をして第二の英國たらしめんと迄に企てしが、事多く豫期に反し、失敗に終はりたるを以て、遂にまた他の累代諸帝と同じく、壓制苛虐の君主たるに至れり、今その二三の實例を擧げん、

(第一帝は、獨逸に對して最も寛大の政策を行はんと望みしに、獨逸の輿論は、大に帝を敵視し、殊に帝が養老金を給せるコツエビユーの如きは

獨逸人民の憎惡する所と爲りて遂にモリス、サントの爲めに暗殺せられたり、

(第二)帝は、敗餘の佛國より同情を得んと努めしに、佛國は、帝を敵として復讐を謀れることをエーラシヤベルに於て發見したり、

(第三)帝は、波蘭の滅亡を憫みて、其の再興を謀りしに、波蘭は、全く不羈獨立の一國たらんことを望みたり、

夫れ此の如し、故を以て歴山は、既往の悉く非なりしことを思ふて、全く方針を一變し、遂に人民を苦め、深厚の愛國者を壓服するなど、諸種の虐待を行ひ肯んしたり、

歴山一世は、祖母カタリナの勅令で、夙に妃を娶つた、そうして大女帝は、天晴れ、其人の鑑と爲さんと勉めて、頗る嚴格なる教育を加へた、がしかし、イクラ教育が嚴格でも、祖母帝の實例が實例であるから、教育は何の用をも

爲さなかつた、そこで歴山も亦カタリナ、エリザベス等が寵臣を蓄へたやうに、宮中で美人會を開き、中にもナリスキン伯爵夫人を愛して三人の子を擧げた、けれども伯爵夫人は、其の後、帝を見限つて遠ざかつたのみならず、三人の子は、孰れも早世であつたゆゑ、帝は悲歎に堪えなかつた、

三子の死後、帝は、今更らのやうに、愛情を皇后の方へ向けたが、最早遲蒔きの蕃椒で、皇后は間もなく病に罹つた、元來柔さしい質の歴山は、皇后の爲めに適當の場處を擇んで轉地療養を加へやうとの心から、地所撰擇の爲めに南部露西亞へ行幸した、しかし事は、兎角意表に出るもので、皇后は尙存在であるのに、帝は卒中風に罹つて、俄然崩御となつた、(世界英雄神髓)

然れども、或る説に據れば、帝は、當時皇后に轉地療養を爲さしめんと欲して、宛ながら古公亶父が姜女を伴ひて、西水の澗に率ひ、岐の下に至りて胥ひ宇りしと一般、相共にアソブ沿海の地を巡視せしが、途に於て不圖二豎の犯す所となり、突然此の世を去れり、此の崩御に就ては、疑はしき廉々少なからざ

りしを以て、世評頗る嘖々たりしと言へり、蓋し煙のなき所に火は見えず、皇后は、帝が曾て己れを冷遇せしを怨みたりといひ、ツアヒーソンの著書を参照すべし、或は皇后に情夫ありて、帝の探知する所となりたり、ソロウキーフの著書参照といへば、世評或は眞に近きに似たり、要するに、帝も亦遂に露西亞君主的の君主と爲りて、露西亞君主的の運命に終はりたるものなり、

第十三章

ニコラス一世

露國の皇室典範に據るに、歴山一世の後を嗣て帝位に昇るべきは、皇弟コンスタンチン、パウロウ井ツチなり、コンスタンチン、パウロウ井ツチは、不圖、波蘭伯爵夫人イオアンナ、グルーヂンスカ(未來のロウ井ツチ内親王)に想を懸けしより、一八二〇年我々の文政三年庚辰内室アンナ、フェオロローナを去て、彼の夫人を娶りしが、此事、大に歴山帝の逆鱗に觸れしか、將た他に事情ありてか、忽ちにして一篇の勅令出でたり、曰く、「たとひ皇子、皇孫たり共、皇族以外の女子と婚を結びたる者は、帝位相續の權を失ふべし」と、其後二年を経てコンスタンチンは、帝に書を上りて曰く、「臣もと出生上より言へば、帝位相續の權あるものなり、然れども、九五の尊位に在るに必要なる天才、伎倆、氣力を欠くことをみづから知るが故に、此の貴重の權利を敢て辭謝す、陛下願はくは、臣に次で、此の權利を有する者を繼嗣に定め、以て帝室の基礎を固ふせられんことを」

と書奏す、歴山乃ち直ちに其の請ひを允して、第二の皇帝ニコラス太公を皇嗣に定めたり、然れども猶秘密に附したるを以て、ニコラス其の人すらも之を知らざりき、時に一八二三年^{我々文政六年癸未}八月二十八日なり、既にして歴山の崩ずるや、コンスタンチン太公、急に其の弟ミカイルをニコラスの第に遣はして、疑きに權利を放棄したるの事實を告げ、足下須らく至當の權利に由りて祚を踐むべしと勧めたり、ニコラス再三辭謝したれども聞かず、是に於てニコラス遂に位に即けり、抑も此の如き辭讓は露西亞に於て見るべからざるの美事にして、伯夷泰伯の徒と其の癸を一にすといへども、時機の宜しきに稱はざるを如何せん、兄弟互に相譲りつゝある間に三週日を経過し、其の間帝位空虚と爲りたるが爲めに、人民をして誰れを君主に戴くべきやを知るに苦ましましめしかば、此の虚に乗じて革命を企つるの徒を生ぜり、大佐パーウエル、ペステルの徒是れなり、

ペステルは、激烈なる革命主義の人なり、然れ共以爲らく、共和主義に基きて新に社會を組織するは、一朝一夕の能くすべきに非ず、故に姑らく之を他日に譲るべし、方今の急務は、(第一)皇家を悉く逐攘し、(第二)土地を人民に分配するに在りと、ペステル我が意見を實際に行はれしめんが爲に、一八二四年^{我々文政七年甲申}を以て、みづから聖彼得堡に行き、各種の政社を統一して、有力なる一團體を組織せんと勉め、彼れ等に説て曰く、吾人は(第一)現制度を、全く顛覆せざるべからず、(第二)皇帝、及び皇族を擧つて悉く之を殺戮せざるべからず、(第三)三元老院、及び教務院に迫りて、新政府を是認せしめざるべからずと、然れども、ペステルは、遂に彼れ等を説服すること能はざりき、

ペステル爵々として聯隊に歸りしに、聯隊に於ても亦シウエーリースキ大佐轉職の爲めに、少壯士官が一倍の激昂を來たして、之を制馭するに、頗る困難を覺えたり、加ふるに、南社、及び聯合奴隸會の會員等も、また動搖を生じたれば、たとひ政府に秘密探偵の設けなき當時といへども、猶發覺の恐れなき

にあらざりき。

又北社といへるは、一半は聖彼得堡人より成り、他の一半は莫斯科人より成りて、官吏若くは貴族等其の十が八九を占めたるが故に、宮城の出来事は大小となく、直ちに徒黨一般に知れ渡るを得たりしが、今や元老等は、十二月二十六日を以て、愈よニコラスに皇帝の尊號を上り、之に忠義の誓を行ふべしとの報に接しければ、北社は、急に事を起すことに決せり。

既にして即位の當日に至りければ、政府は、早朝より各軍隊に命じて、忠義の誓を行はしめたり、而してセウアリエル近衛兵、ブレオブラツエンスキ、并にセメノースキ二聯隊、及び其の他の聯隊は、異議なく誓を行ひしかども、獨り莫斯科諸聯隊に屬する士官の中には、部下に勸めて此の誓を拒絶せしめたる者あり、其の言に云く、(第一)コンスタンチン大公が繼嗣を辭したりといふは、全く捏造の説にして、(第二)大公は現に幽囚の身たり、(第三)故に今日の誓は畢竟逆徒に對して行ふ所の誓ひにして、神明を冒瀆する者といはざるべからずと、殊に革命黨中の最も活潑なるアレキサンダー、ベツツエツフは、偶、其の席に在りしが、『予は、現に大公より、汝軍隊を誡めてニコラスの爲めに忠義の誓を行ふことを拒絶せしむべしといへる院宣を領收したり』と揚言し、他の首領等も其の語に附け加へて、『然り々々、足下等は、既に大公の御覺え芽出度く、大公には、足下等の俸給を増し加へんと思され、足下等をして、何人たりとも、大公に不忠なるものは、悉く誅戮を加へしめんと思さるゝなり』と稱して、頻りに教唆に勉めたり。

時にフレアリツク將軍なるものあり、我が聯隊に到らんとせしに、スチツピン公痛く之を傷け、且つ其の軍旗を奪ひて、『コンスタンチン皇帝萬歲』と絶叫しつゝ、徒黨を率ひて元老院に到れり、又或る者は、『憲法萬歲』と叫びたり、然れども、憲法萬歲とは、露國の政體を立憲政治に改むるの意なるべけれども、無識なる多衆は、毫も其の意を解せず、而して君主獨裁派に屬する史家の吾人に告ぐる所に據れば、『彼れ等兵卒は、コンスチチエーツア(露語にて憲法の意

をば、コンスタンチン大公妃殿下の名と誤解したり」と言へり、

ニコラスは莫斯科聯隊が反跡顯著なるの報に接し、且つフレデリック・シエンシンの兩將軍が叛徒に抗せんとして負傷したりと聞きければ、以爲らく「機失ふべからず、瞬間を猶豫せば、由々しき大事に立ち至るべし」と、上衣を着するに暇あらずして、直ちに各宮警衛の芬蘭生命近衛兵を率ゐて、大門口に至れり、茲には、多衆既に供奉の準備を整へて奉迎せるものなり、

ニコラス既に是れ等の諸隊を引率し、而して自餘の諸隊も亦參集しければ、激しく進んで、元老院内に充滿せる彼の徒黨を撲滅せんとせり、莫斯科府知事ミロラドウキツチは、徒黨を「歸順」せしめんと欲して、大公より己れに賜はりたる一振りの刀を示し、予は、決して大公に背くものにあらず、然れども、今上皇帝が大公に敵對せりといふは、全く無根の事なりと論じければ、徒黨は、稍、其の理に服し、且つ彼れが往年五十餘回の戦争に武勇を顯はせし老將なることを聯想して、漸く其の心を動かせしが、カコースキは、兵卒の感動を恐

れしかば、不意に近よりてミロラドウキツチを狙撃し、死傷を被むらしめたり、ウライノツフ將軍も亦徒黨を説得せんとせしが、數箇處の傷を被むりて退きたり、

然る間にニコラスに供奉せる兵士の中にも、亦徒黨の士官に誘引せられて、漸く莫斯科聯隊に加入せるものを生じければ、ニコラス止むを得ずして引き揚げんとしたりしが、亦射られて傷を負へり、

ニコラス既に傷を負ひたれば、オルロツフ代つて騎兵を指揮したり、然れども叛徒の勢ひ強盛にして、當るべくもあらず、外國公使等見兼ねて中間に立ち入り、ニコラス陛下は、正當の君主にして、我れ等外臣に於ても之を正認する旨を徒黨に諭さんと申入れたり、然れども、ニコラスは、是れ只朕の家事なれば、外國の關する所にあらずと言ひて、之を謝絶したり、

生命近衛兵の一部も亦發砲の響を聞くや否や、其の將校の爲めに誘導せられてコンスタンチンの味方に加はり、中にもパノツフ中尉の如きは、冬宮を

占領せんと企てしが、或る偶然の出来事の爲めに妨げられて果さるべき、徒黨は、猶續々援兵の加はれるを以て、勇氣加倍し、勢ひ甚だ猖獗にして、不規則ながらも激しく砲を放ち、益々當るべからざるの勢ひあり、皇弟ミカイル大公、生命を賭して叛徒の間に馳せ入り、「予は飽く迄も兄上ニコラス陛下に忠義の誓ひを立つべければ、足下等も今より大義の所在を明らかにして予の例に倣ふべし」と説き諭したり、然れども、叛徒は毫も聞き入るべき氣色なかりき、

ニコラスの側そばに於ては、もはや叛徒を説服すべき手段も盡きて、困じ果てしが、既にして猶最後の一手段の殘存するを發見しければ、乃ち之を決行せり、是の時に當りて、聖彼得堡の主教セラフキム及びキーフの主教ユーゼニイは當日佛國軍歌を奏するが爲めに、召されて冬宮に在り、ニコラス、此の人等を機關として、叛徒の上に教會の感化力を及ぼさんと思ひ、彼れ等を召して、卿等、叛徒の宗教的感情に訴ふべしと命ぜり、時にニコラス方に於てはス

タイル大佐は疊きに莫斯科府知事ミロラドウキツチを撃ちたるカコリスキの彈丸に中りて斃れ、而して敵の彈丸は、雨の如くに注ぎ來るにも拘はらず、剛膽なる主教は、叛徒の方に進んで、「歸順」を促がし、予の言語に虚偽なきは上帝の照覽し給ふ所なりと説きたり、然れども、叛徒の領袖等は、「コンスタンチン大公こそ我が正當の君主なれ」と叫び、「政事、軍事は、坊主の關する所にあらず」と詰りて、其の發音を遮斷し、又もや彈丸を雨の如くに注ぎければ、主教は辟易して逃れ歸れり、

時正さに午後三時、北國の短かき冬の日、將に暮れなんとす、ニコラス猶可及的血を流すことなくして鎮定の功を奏せんと希ひ、スコツアネット將軍をして叛徒に約束せしめて曰く、「汝等若し悔悟して罪を謝するならば、其の首魁を除くの外、悉く其の罪を問はざるべし」と、左れど叛徒は、笑つて應ぜざりき、ニコラス是に於て、平和手段の到底行はるべからざるを察し、乃ち兵士に命じて、柵壁を砲撃せしめたり、此の柵壁は、倉卒の際に築造せしものなれ

ば、其の暗きこと言はん方なく、頃刻の間に忽ち壊敗して復た據るべからず、
 叛徒今は止むを得ずして、四方に逃走しければ、ブレオブラツエンスキ 聯隊、
 并に セメノリス キ聯隊に命じて直ちに之を追撃せしめ、其の五百名を逮捕
 したり、自餘數千名も亦其の夜の中に降り、

トルベツコイ 公、名は叛徒の領袖と稱すといへども、其の實は此の暴動に與
 からざりしが、是れも亦從兄弟の家にて逮捕せられ、其の書類は悉く ネツ
セルロロド 伯の爲めに押收せられたり、

翌朝七時、ニコラス は、恰かも戦勝者と爲りて宮城に歸れり、

アレキサンダー、ヘルツェン は、此革命黨を評して曰く、

革命黨は、失敗に終はりたり、然れども、其の成功全く期し能はざりしには
 あらず、今若し二十六日の白晝に兵を聚めずして、深夜に之を聚め、而して
 竊かに冬宮を圍みしならば、其の之を擧ぐることを得たるや必せり、
 管に然るのみならず、若し徒に元老院に籠居することを止めて、直ちに宮

城警護の兵を攻撃せしならば、此の兵は、去就未だ決せざりしを以て、驕つ
 て革命黨に與みするの望みなきにあらざりしなり

と能く真情を穿ちたるの言と謂ふべし、

パウエル、ベステル、ミュラウキ、フ 兩兄弟、及其の他、南社の諸員は、其の夜悉
 く チビツチ、チエル、ニチ、フ 兩將軍の逮捕する所と爲れり、聯合奴隸會 の士
 官等は、此の凶報に接するや否や、直ちに兵を起して ベステル 等を救ひ出さ
 んことに勉めたり、而かも不幸にして ベステル は、之を救ふことを得ざりし
 かど、他の領袖等は、之を救ふとを得たり、是に於て、セルギ、ミュラウキ、フ と
ベツツエツフ、リユーミン とは、みづから將として諸兵を指揮し、チエル、ニコ
ツフ 聯隊の應援を得て、ウアシル、コツフ を占領し、キ、フ に向て進行せり、然
 れども、エチ、ノ、カ 村に於て ゲ、ス、マル 將軍の爲めに激しく要撃せられ、セ
ルギ、ミ、ユ、ラ、ウ、キ、フ は、重傷を負へり、此の戦に、革命黨の軍大に敗られて、七
 百餘名の兵、悉く官軍に降り、領袖等は概ね縛に就きたり、

ニコラスは、トルベツコイ公の迂愚を憫み、其の『過の功名』を爲したるを名として、之を許し、其の罪を問はざりき。過の功名とは何ぞや、怯懦、輕躁の二者に由りて、革命黨失敗の原因を醸したることと是れなり。ニコラス又其の黨の多數を放免したり、然れども百二十一人の者は、之を陸軍大臣アレキサンダー・タツチエツフ、ミカイル大公、ガリツイン公、聖彼得堡武官知事キエリツツフ、アレキサンダー、チエルニチエツフ等より成り立つ所の委員會の審問に附したり、此の百二十一人は、『露國に於て最も文化に進み、真正に尊重すべき人々の粹』たるなり、

革命黨實際の首領と稱すべき詩人コンラツフ、ルイリーフは、此の委員會の糾問を受くるに當りて謂て曰く、『予は、革命黨を悉く逮捕すべき力を有せり、然れども、予は之を逮捕せざるのみか、却て之に直ちに反旗を翻へすべきことを促がしたり、予は、十二月二十六日の出來事に於ける真正の主腦たり、今若し假りに當日の一擧は、死刑に當すべきものとするならば、只だ予のみ然

かせらるべきなり」と、

亂彈の末、其の五人即ちベステル、ルイリーフ、セルギ、ミユラウキーフ、アボストル、ベツツエツフ、リユーミン、及びミロラドウキツチの刺客カコリスキには之に絞罪の宣告を與へたり、而して處刑の當日、下手人の拙劣なりしが爲めに頗る苦惱を與へしかど、五人皆神色自若として毫も苦痛を色に顯はさず、人をして感歎措くこと能はざらしめたり、ルイリーフは、死に臨んで言へらく、

予は、愛國の衷情の爲めに、或は身を誤りしならん、然れども、予の行爲は、毫も一身の利益と野心とを含まざるが故に、予は天地に對して恥づることなく、懼るゝことなし、

ベステルは、又露國の法典に比すれば、予の生命の如きは、惜むに足らずと稱し、且つ言へらく、

予は信ず、露人が早晚激しき動亂を防ぐべき避難所を此の書中法典に發見

するならんと、但し予の一大失錯は、未だ種子を播かざるに、先づ收穫を得んと勉めたること是れなり、

蓋しベステル等が、其の懷抱する理想を、露西亞の如き進度の國に行はれんとしたるは、時中の道に稱はざりしに似たり、然れども、彼の板垣退助が相原尙駿に岐阜に刺さるゝに當りて、『板垣は死すとも、自由は朽ちず』と言ひしが如く、革命黨は茲に死したりといへども、其理想は、永く生存して、漸く實際に行はれんとしつゝあるが如し、何となれば、其の主張したる農僕廢止論の如き、農夫獨立論の如き、權利平等論の如きは、露西亞が壓制未開の國たるにも拘はらず、或は既に行はれ、或は將に行はんとしつゝあればなり、夫れ丁汝昌出て、然後外人をして現今の支那人中にも猶義士あるを知らしめたり、ベステル、ルイリーフ等の如きは、不幸にして時宜を誤り、刑場の鬼に化したりといへども、閩黒なる露國猶自由の爲めに殉するの士あるを天下に證せり、彼れ等の如きは、露國をして『九鼎太呂よりも重からしめたる』ものと稱して

可なり、

(彼れ等の中の最も活眼なるルイリーフは言へり、曰く、

予は、此の一舉の爲めに、予の身を滅ぼすべきことを豫め知れり、然れども、予は我か國民が壓制の羈絆の下に懊惱するを見るに忍びず、蓋し予

の蒔きたる種子は、早晚萌芽生長して實を結ぶの時あるべし

と)

ニコラスは、此の亂に懲りて、在位三十年の間、常に壓制苛刻の方針を執りたり、然れとも、終に全く其の精神を奪ふこと能はざりき、

* * * * *

一八二五年我か文政八年乙酉ニコラスを弒せんと企つる者あり、ニコラス震怒して、

怨望の者を悉く未然に逮捕せんと欲し、翌二十六年我か文政九年丙戌を以て、一種國事秘密探偵を旨とする所の警察を設けたり、有名なる第三局是れなり、但し國事警察は、彼得大帝の時既に之を設けたるを以て、ニコラスの創設にはあ

らず、然れども、ニコラス之を改めて、秘密の上にも秘密を加へ、嚴酷の上にも嚴酷を加へたり、

此の第三局なるものは、行政機關中に在りて、獨立の地位を占め、普通法律の干涉以外に立ちたるを以て、毫も政府を畏るゝを要せず、且つ其の長官は、内閣會議に列り、常に帝側に咫尺するを以て、おのづから政府部内に非常の勢力を有し、官吏の任免黜陟に喙を容れ、何人にも、恣に逮捕幽閉若くは遠竄することを得て、暴威を逞ふし、其の弊害少なからざりき。

(第三局長は、ニコラス崩御の後も、猶依然存續して近年に至りしが、盧無黨員の數次第に増加してより、局長屢刺客の手に斃るゝことあり、又は白晝狙撃の難を蒙むることあり、危險極まれるを以て、露西亞の如き國家、或は帝室がに堪すの念慮薄き國にては、何人も其の職に就くものなかりしかば、歴山三世止むを得ずして、一八八〇年^我十三年^{明治}を以て之を廢し、更らに内務省中に國事警察の一局を置くことゝ爲したり、左れば其の名義上に

於ては、第三局なるもの既に亡びたりといへども、實際上に於ては、依然存續して、毫も昔日に異なることなし、)

ニコラスは、保守主義の保護者として、君主獨裁政治を以て無上の政治と爲したり、其の生涯を察するに、恰かも世の進歩を常に妨碍せんと勉めつゝありたるが如し、而して人の活力を壓服し、心の進歩を阻止することに汲々たりしかども、其の事たるや、人力の能くすべき所にあらず、有害無益の事に生涯を委ねて、しかも己れに大益を得ること能はず、世に大害を與ふること能はず、愚も亦已甚しといふべし、

ニコラス以爲らく、佛國は、常に革命の絶えざるべき地なりと、蓋し帝が世界の永久不進を熱望しつゝあるに反し、巴里は、時々在來の秩序を顛覆して、歐洲の王位を震蕩するを以て、之を嫌忌すること蛇蝎も管ならず、加ふるに、佛國は波蘭亡國の民に對して、熱き同情を寄するの證據顯著なりしを以て、帝

の怒は、更らに一層の激度を増したり。當時波蘭人が、巴里に於て動搖したる際にも、彼れ等は、露國公使館の窓を故さらに毀壞せしが、佛國政府は、之を法に問はざるのみか、議會は、却て之に非常なる同情を表し、波蘭人若し義旗を翻へすならば、我れ亦兵を出して應援すべしと約したり、又波蘭人が、不穩の舉動ありといひて、露國より退去を命ぜられし際にも、巴里に於ては、殊に之を歓迎し、彼れ等の子弟の爲めに波蘭學校を設けたり。

左れば、ニコラスが佛國に對する惡感は、日に月に烈しきを加へて底止する所を知らず、是れより先き、帝が佛王ルイ、フキリツプに對する關係は綿中とのづから針を裏み、憎惡と輕蔑との念は、掩はんと欲して掩ふと能はざりしが、今や拿破崙三世が新に立つに當りても、ニコラスは、毫も在來の態度を變せず、かゝる君主は、有らずもがなと言はぬばかりの風情を示せり、但し佛國の代議士に對しては、頗る好意を表せしかど、コハ代議士として之に好意を

表するにあらず、其の人の元來價值あるを貴びて、一個人として之を厚遇するなりとの意を漏らせり。

ニコラスが、佛國の怒を挑むの行爲は、單に之のみに止まらず、更らに一層甚だしきを致せり、是れより先き、普塊二國の君主は、爲めにする所ありてニコラスに與ふるに、『王中の王』、『諸君主政治國の元首』、『歐羅巴の主宰』なる名稱を以てせしが、コハ固より只だ名義のみに止まりて、實權あるにあらず、實力といはんよりも、寧ろ陽尊權と稱ふべき者なり、然るに淺薄なるニコラスは、之を知らずして、恰かも唯我獨尊の君主と爲り、宇宙唯だ一人の天子と爲りたるかの如くに思考し、佛國に對して、横暴を極めんとしたりしかば、遂に拿破崙三世の怒を惹起して、クリミア戦争の端を開き、大失敗の源を爲し、生涯の不幸を招きしこそ是非なけれ、

ニコラス一世は、夙に即位の初に當つて英國に幸し、其の宮廷を訪問され、た節、頗るヅキクトリア女帝當時猶妙齡の同情を買はれたといふから、餘

程風采の立派な人であつたと見える、勿論其の砌にウエリントン公の爲めに一杯喰はされた所を見ると、如何に若年の貴公子と、拿破崙一世を破つた老功の將相とでは、常陸山と小常陸ほどの差があるにもせよ、餘り智謀先見に富んだ人とは言はれないやうに思はれる、

ニコラスも亦先代の遺傳で、頗る婦人を愛し、一旦帝の目に留まつた、婦人は逃れつこなし、てあつたそうだが、それか、あらぬか、庶子の數は至て多かつた、

しかし此の帝は、自分のことは兎も角も、社會の風俗を改良することには餘程心を盡したやうであつた、或る時妙齡の女子が私生兒を産んだ儘、何れへか踪跡を晦ましたことがあつた、帝は、それを聞き込んだゆゑ、直ちに其の地へ行幸して住民一同を呼び出し、『本人の出ぬ間は、汝等悉く犯罪者と見做して、それ相當の處置を行ふべし、それが難義とならば、是非共本人を引き出せ、本人が出たとて、決して罰には行はぬぞ』と嚴命したけれども

本人は現はれ出でなのだが、ニコラス彌々還御に臨んで、脅迫的の勅語を下したゆゑ、終りに犯罪者は一同へ難義を掛くるに忍びずして、現はれ出で、平身低頭して罪を謝し、憫みを請ふたけれども、陛下は、もはや遲蒔さてあるといつて取り合はず、剩へ蹴飛ばされた、(世界英雄神髓)

露西亞は、コンナ風の國であるから、往時は、其の都聖彼得堡で、『花嫁市』といふものを開いた、當日は、あらゆる春情發動期の女子が我れ劣らじと装り立つて、遊歩場へ出るのである、しかし其の風俗を見ると、赤髯的財婚主義の弱點を顯はし、只た容姿の婀娜たるばかりでは、男を釣ることが出來ないとの考へから、寶玉を手にするものもあり、甚だしきは、金銀製の玩具や、銀の茶杓、又は價の貴い家具などを携へて、男子の貪慾心に訴へるのである、又男子の方に於ても、盛裝を爲して、續々同所へ出掛け、勝手次第に撰擇するのであつて、恰かも『湊と浦と方さに渾々』といふ古代の風俗を十八九世紀に再び現出したやうである、此の一事でも、露西亞に於ける男女の關

係の不紀律であることが明らかである(同上)

* * * * *

クリミヤ戦は、ニコラスが一大失錯なり、然れども、予は曩きに『クリミヤ戦史』に其の梗概を載せ、近日又更らに一層詳密なる同名の書を作りて之を詳叙すべきを以て、茲に之を贅せず、

露軍は、此の戦の初めより連戦連敗して、國運日々に否塞し、就中セヴアストポルの敗軍に名譽全く地に墜ちければ、ニコラスの苦痛は、譬へんに物なし、而かも猶輿論の我れを誹毀せんことを恐れて、民の口を塞げり、然れども露國尙ほ志士なきにあらず、かゝる危急存亡の秋に臨みて、苟くも愛國の心あるもの、如何ぞ刑辟を懼れて黙止することを得ん、秘密出版盛んに行はれて、ニコラスを怨み、大臣を譏り、將校を罵り、且つ内治外交の宜しきを失へるを論じて、毫も假貸せざりき、今其の一例を擧げん、

露名の一小冊子は言へらく、

奮起せよ、噫、汝露國よ、汝は、敵國の爲めに併呑せられ、奴隸主義の爲めに衰頹せしめられ、當局者と探偵との恐なるが爲めに屈辱せしめらるゝを知らざるか、覺めよ、汝露國よ、無識無神経の久しき眼を覺ませ、吾人は、彼の累代の壓制漢の爲めに永く奴隸の境遇に呻吟せしめられたり、作てよ、汝露國よ、彼の壓制漢の面前に立ちて、民間の疾苦を體認せんことを要めよ、彼れを畏るゝことなく、彼れに向つて肯て言へ、『汝の實祚は、上帝の祭壇にあらず、上帝は、我れ等臣民を永く奴隸たらしめたるにあらず』と、噫、汝露國皇帝よ、露國は、汝一人に主權を與へたり、恰かも地上の一神明として汝を崇めたり、汝は無識にして、且つ貪婪飽くを知らざるが爲めに、單に主權を濫用することの外、何事をも思はず、汝は露國を忘れたり、汝は、軍隊を訓練し、制服を變更し、淺薄笑ふべき新法を批准することに於て生涯を費したり、汝は、汝の安眠を貪らんが爲めに、賤むべき刊行物檢閱官を設けたり、而して毫も人民の必須を知らず、其の愁訴を聽かず、真理の聲に

耳を傾けざるなり。
 反復す、噫、汝露國皇帝よ、汝は眞理を葬りたり、汝は眞理の墓門を堅く鎖して、活世界に出ることを得ざらしめたり、墳墓の周圍に衛兵を置きて、脱去を防ぎたり、汝は眞理を欺きて、朕の民は忠順にして、決して朕に叛くものにあらずと斷言したり、

然れども、眞理は、今復活したり、亡者の境涯を出て、生者の境涯に移りたり、
 噫、露國皇帝よ、上帝と歴史との法廷に出てよ、汝は無慘にも眞理を蹂躪したり、自由を排斥したり、而かも汝は、己れの情慾の奴隸と爲りたり、汝は、己れの傲慢と執拗とに由りて露國を衰耗せしめたり、汝は、世界をして悉く露國の讐敵たらしめたり、汝は、此の大罪を謝するが爲めに、汝の同胞の前に俯伏せざるべからず、汝の尊大なる首を地に接して哀憐を請はざるべからず、汝の生死を一に人民に委ねざるべからず、之を棄て、他に罪を

免かるゝの法なきなり、

蓋しニコラスといへども、亦晩年に至りて、既往の非を悔悟せざりしにはあらず、然れども、心に之を悔悟しつゝ、猶其の行を改むること能はざりき、曾て曰く、「朕の繼嗣たらんものは、其の意に任かせて、朕の政策を變更して可なり、然れども、朕自身は、到底之を變更すること能はず」と、憂愁煩悶して痛く心身を傷害し、且つ世の味氣なきを厭ひて、死を願ふの念切なりしが、偶ま一八五年^{我乙}二月二十七日、激しきインフルエンザの犯す所となりたり、侍醫カーレル帝の身邊に咫尺して、藥を進めんとせしかど、帝は固辭して之を口に取らず、三月二日を以て遂に崩せり、而してクリミア戰は、未だ終焉を告げず、露軍は、日々に挫屈しつゝあるなり、

第十四章 歴山二世

歴山二世は、一八五五年^我乙卯^{安政}三月を以て露西亞皇帝の位に即きたり、此の帝に就て特筆大書すべき一事は、我日本帝國に對して暴慢無禮を加へたること是れなり、換言すれば、千島樺太交換事件是れなり、夫れ千島樺太交換事件と、遼東半島遼附事件とは、吾人が露國に向て、忘れんと欲するも、忘ること能はざる所なり、而して一は歴山二世の時に於てし、一はニコラス二世の時に於てせり、蓋し其の崇りにてあるかあらぬかは知らねども、歴山二世は、晩年虛無黨の爲めに奇禍を買ひて、前代未聞の無慘なる横死を遂げたり、然らばニコラス二世は如何、

クリミア戰は、猶酣なり、セヴァストポルの激しき砲撃に、露人は恐惶して爲す所を知らざりき、既にして節を屈して和を乞ひ、而して其請ひは許された

れども、至極不名譽なる局を結びたり、(予の『クリミア戰史』を参照すべし、)

戰爭既に終を告げ、媾和條約既に彼此の批准を了したれば、歴山翌一八五六年^我丙辰^{安政}九月七日を以て戴冠式を執行したり、時に三十八歳、

此の帝の世に百事改革を行ひ、面目を新にしたり、而して新聞紙の如きも、日刊新聞大に發達し、言論の自由の如きも、之を前代に比すれば、稍、伸暢したるに似たり、然れども、之を他の歐洲諸國と相對照するときは、猶霄壤の差ありといはざるを得ず、ソモ露國に於ては、交通の不便なると、郵税の至て重きとに妨げられて、新聞紙の發行容易ならず、故に日刊新聞甚た少なくして、月刊雜誌多し、然り而して其の新聞雜誌を通讀するに、實際的議論甚た稀れにして、理想的議論のみを以て紙面を填塞せり、是れ露國に於ては、言論最も不自由にして、新聞紙の檢閲嚴重に、實際上の事を論ずるときは、危險忽ち身邊に纏綿するが故に、可及的婉曲に筆を弄し、『文を主として諷諫して、之を言ふ者罪なく、之を聞く者以て戒むるに足らん』ことを欲すればなり、

ニコラス亦非常の壓制家、猜疑家なり、故に刊行物の取締最も嚴重にして、單に『上以て下を風化する』的の政策を施すのみに止まりて、『下以て上を風刺する』的の主義を斥けんことを勉め、新聞紙をして、輿論を鼓吹して、政府の反省を促がすの具たらしめずして、政府の意向を報導するの機關たらしめんとす、其の弊や、人民は、新聞紙に由りて政府を知ることを得べきも、政府は、之に由りて人民を知ることを得ざるなり、

露政府の刊行物検閲法には、二様あり、發行前に之を行ふの法、及び發行後に之を行ふの法是なり、此の二法に就て發行者は、何れを便とするやと尋ぬるに、十が八九は、後者を便とするが如し、何となれば、管に安全を旨とするときは前者を優れりとすれども、頗る出版の自由を箝制せらるゝの恐れあるを以て、寧ろ危険を冒すも、後者を優れりとすればなり、

外國より輸入の刊行物に對しても、露政府は、亦其の検閲を頗る嚴にし、甚たしきに至りては、或は全く其の輸入を禁するか、又は其の一部を抹殺せしむ

ることあり、

此の如く述べ來るときは、露國の讀者は殆んど全く外國發行の書籍、若くは新聞雜誌の妙妙を味ふべき快樂を奪はるゝに似たり、然れども實際に就て考察するときは、必らずしも然らざるを發見するを得べし、今若し露國の検閲官にして、眞に其の職務に忠ならしめば、讀者は、固より此の快樂を奪はるべしといへども、元來此の検閲官なるものは、他の露國官吏と同じく、懶惰にして職務を忽かせにするが故に、輒もすれば、検閲を怠るか、良し怠らざるまでも、抹殺の法甚た粗雑にして、歴々其の字形を存し、推讀に難からず、殊に最も抱腹に堪えざるは、同じ検閲官にてありながら、内事係と外事係と、往々寛嚴の度を異にすることは是れなり、此場合に於ては、外國の原書のまゝにては、其の販賣を嚴禁するにも拘はらず、一旦翻譯書と爲つて現はるゝときは、公然之を販賣して、毫も之を檢束せざるなり、

新聞社は、毎日新聞原稿を地方検閲官に致して、其の検閲を請はざるを得ず、

而して検閲官の横着なるや、往々手書にては讀み悪くしと稱へて、印刷の上之を差出さしめながら、検閲の上之を禁することあり、加之のみならず、新聞原稿を領收するは、發行の前夜を常とするに、検閲官は、既に醉倒して前後忘却の不體裁に陥るか否らざるも、ソロソロ舟を漕ぎ始めて、検閲ところか手にだに觸れず、而して翌朝太陽既に中天に昇るも、依然其の儘に抛擲し置くことあり、新聞社に於ては、今か々と延領して之を待てども、さらに來るべきやうなく、左り迎、検閲済にならざるものを掲載するときは、嚴責立ところに來るが故に、止むを得ずして、記事論說を一切省き、只だ廣告文のみを掲載するは、決して珍らしき事にあらず、

刊行物に就ては、最も忌はしく、苦々しきと同時に、最も喜ぶべく、もつけの幸ひとすべきことあり、表面上より言ふときは、露政府は、内外の刊行物検閲を嚴にすることに汲々たりといへども、裏面より之を窺ふときは、彼の腐敗官吏は、勿論賄賂の爲めに左右せらるゝが故に、たとひ革命主義の書籍たりと

も、當該官に鼻藥を與へて之が密輸入を爲すときは、毫末の故障なくして、隨意に之を販賣し、若くは之を閱讀することを得べし、此の便あるを以て、苟くも露國青年たるものは、此の類の書を読まざるもの少なし、

一八六四年我元治元年甲子 歴山始めて地方議會を召集し、貴族、農夫、共有地、私有地、及び町村の代表者をして悉く議員の席に列ならしめたり、

地方議會の議決すべき重なる條項は、教育費、及び衛生費の二つとす、元來露國は、開化の度遙かに西歐諸國の下に位し、無知無識の徒多き國なるに、今や無知無識の骨頂とも稱すべき農民が、教育を重んじ、其の費用を議するに至りたるは、眞に喜ばしきこと、いはざるべからず、左れば、露國政府にして、若し國民の爲めに忠ならば、諸共に慶賀して一臂の力を添ふべき等なるに、只た利己心のみを驅らるゝ所の彼れ等は、此の有様を見て、眉を蹙め、飽く迄干渉を試み、束縛を加へて、其の發達を妨碍せんとせり、噫、何たる心ぞや、

露國に於ては、流行病常に盛にして、猖獗を極め、死亡の數枚舉に暇あらず、今其の原因を尋ぬるに、氣候の寒冷なると、滋養物の不足なると、運動の足らざると、不潔なると、酒色に耽るとの數者に在るが如し、抑も寒國の人民は、體温を保つが爲めに、肉食を爲すの必要あり、然るに露國は、土地礫确にして農産物に適せず、家畜を飼養することの至て困難なるより、肉食を棄て、菜食を取る者多し、滋養の足らざるは、職として是れに因るなり、

露國は、又寒氣の烈しきと、季候の變化の急なるとに依りて、年中一定の勞働を爲すこと能はず、折角遣り掛けたる仕事も、半途にして廢せざるを得ざること多し、是れ等の爲めに、露人は、おのづから懶惰不活潑と爲り、耐久の美性を失ひ、且つ百事を抛ちて爐邊に蜷伏すること多し、是れその運動の足らざる所以なり、

冬期は、晝夜となく爐邊に圓坐して暖を取らざるを得ず、而して室内と室外とにては、温度の差四五十度の多きに及び、偶々所用ありて室外に出るとき

は、痛たく健康を害するの恐れあるが故に、成るべく出入を禁ずることとし、爲めに室内の空氣腐敗して小虫を生ずるに至るも、習慣の久しき、誰れも怪むものなく、嫌ふものなし、かゝる有様なれば、身體は垢に塗れて見るもいぶせき狀況なり、是露人は不潔なりといふ所以なり、

孔子稱す、『飽食終日、心を用ゆる所なし、難いかな』と、露國の人民は、寒氣の堪え難さに、蒸風呂然たる温室の内に、男女丸裸と爲つて群居し、一事の爲すなくして、日子を消すが故に、風儀亂れて私生兒の數頗る多し、又肉食を爲す能はずして、寒さに堪え難き所より、おのづから酒を用ゐて、食物の不足を補ひ、殊に最も強烈なる火酒を『あをる』の風一般に行はる、是れその酒色に耽る所以なり

夫れ此の如く衛生法の甚だ不完全なるより、流行病の勢猖獗を極めて、兒童の夭死するもの夥多しく、十二世紀の今日といへとも、十五歳に達せずして死亡するもの、全數の半以上に及び、左れば、地方議會は、新に病院を設け、巡

回醫員を置くことに定めたり、然れども、土地廣大なるを以て、普ねく全國に及ぼすこと能はず、殊に人民は、歴山時代はるか、方今現に魔術師、若くは巫女等の言を信じて、却て醫師を嫌忌するもの多きを以て、此の改革の恩澤に潤ふもの少なし。

一八七七年^{我明}露土干戈を接えたり、而して土耳其に於ては、剛勇なるオスマン、パシヤが極力露軍に抵敵したるにも拘はず、遂に敗軍に終はれり、然れども、此の事は、曩きに『露土戦史』の中に叙述し、近日また『伯林會議』の中に載すべきを以て之を省く、

是に於て、露土兩國の使臣は、マルモラ海上なるサン、ステファノに會して媾和談判を開きしが、愆に目のなき露國は、土耳其の衰耗して、唯だ命是れ従ふべきに乗じて、思ふ儘に不義の利益を罔みせんと欲し、無法なる要求を爲して曰く、『土耳其は、我れにベッサラヒア、及びアルメニアの地を與へざるべか

らず、若しも與へ肯んぜずんば、之に代へて十一億ルーブルの金を與へざるべからず、且つ其の他に戦費として三億一千万ルーブルを賠償せよ』と、適、英佛諸列強は形勢を傍觀しつゝありしが、露國の要求の餘りに不法なるを聞き、きて之を看過するに忍びず、就中英國は、突然之に干渉して、不同意を唱へ、若し我か言聽かれずんば、干戈に訴ふるの外なしと斷言したり、露國は、當初之を拒絶したりしが、其の決意の堅固にして、容易に動かすべからざるを見て、乃ち之に従へり、

(此の時、露國より全權大使として伯林會議に臨席せし外務大臣ゴルチャコフは、歸りて聖彼得堡の停車場へ着せしに、有名なる女丈夫某(名は、ツイ失念したり)は、態々停車場に出迎ひ居りて、『閣下よ、此上なき御手柄にてありし』と冷笑せり、ゴルチャコフは、苦笑しながら、『西伯利々々と』^{諸藩半}分に脅迫せしところ、『オー西伯利、最も面白し、しかし、閣下よ、然るときは、西伯利に逐ひ遣らるゝものは、獨り妾のみにあらず、我が同胞は、悉く逐ひ遣

られねばなるまじ』と答へけるとぞ、是れは、露人一般今度の處置に不同意なるを表せるなり、

露國の人民は、政府が此の戦争の爲めに二年の歲月と、少なからぬ軍資とを費し、幾多の生靈を死傷せしめつゝ、敏腕の聞えある外務大臣ゴルチャコフが伯林會議の席に列りながら、外交上に不覺を取りたるは、如何にも心得ぬ事なりとて、非常に不平を起し、一八七八年^我明治^一四月、ウキーラ、サスリツチなるもの、ツレポツフ將軍を狙撃したり、然れども、審問の末に放免せられたりき、同年八月、彼の人民の怨府と稱する第三局の長官メツエンツヲツフ將軍刺客の刃に斃れたり、而して之が審問を行ひたるに、其の黨與は、アルカンゲルスクよりコルムゴルイに至るまで廣き範圍に擴がれることを發見したり、聖彼得堡、莫斯科、キーフ諸大學の學生も亦連署して憲法制定を求めしが、壓制なる露國政府は、悉く逮捕して、之を西伯利に流竄したり、西伯利は、恰かも天然の牢獄にして、此の地に流竄せらるゝものは、死に優

したる苦痛あり、況はんや桎梏のまゝ、日夜鐵山の勞役に服せざるを得ざるの徒に於てをや、露國政府が依然此の法を改めざるは、慘刻もまた甚たしきものなり、

一八七九年^我明治^一四月、ソロウキーフなるもの、帝を狙撃したり、然れども、歴山民心の動搖を恐れて、可及的泰然たる態度を装ひ、而してウアルイーフを召して、特別委員會を組織せしめ、之れに非常の權力を與へて、虛無黨撲滅に力を盡さしめたり、然れども、露帝がかゝる壓制の處置を施したるにも拘はず、到る處、革命的小冊子の發行せられざるはなく、各種の希望を述べて輿論を喚起したり、今その重なる條項を擧れば左の如し、

(第一)人民は、警察擅横の害より救はるべきこと、

(第二)出版言論は自由たるべきこと

(第三)教師は、教授の自由を検束せられざるべきこと

(第四)國事犯徒を放免すべきこと

然れとも、政府は猶顧慮する所なく、而して收税吏は、依然重斂を肆にして、民財を掠め、官吏は、苛政を以て彼れ等を抑壓し、警察は、嚴刑を以て彼れ等を苦めければ、有志者の怒は、更らに一層の激度を加へ、軍隊に向て檄を發して曰く、

壓制政治は、早晚顛覆すべしといへども、之を天然に任かすときは、今後數年の間、猶存続して幾多の人命を損ふべし、故に天然を助けて顛覆の期を早めざるべからず、而して之を行ふは、一に名譽あり、思慮ある所の軍隊諸君に存す

と、

一八七九年我明治十二年四月、グーロコ將軍令を發し、凡そ聖彼得堡に住する、家屋の所有主に迫りて、晝夜其門戸に番人を置き、以て或は治安妨碍的の張札を爲し、若くは革命的の刊行物を播布することを防がしめしかば、志士の激昂は、殆んど其の極に達せり、而かも政府は、聖彼得堡、莫斯科、キープ、カルコツ

フ、オデッサの諸市を恰かも敵の攻圍の中に在るものと見做すべきの令を發し、苟くも危険と認めたる人物には、退去を命ずべきの權を警吏に與へたり、此の年の夏を通じて、全国各地の市街に屢、火災あり、五月一ヶ月の間に、祝融の禍に逢ふたるもの七千三百戸、凡そ二百萬ルーブル餘の財産を蕩盡せり、又鐵道に爆裂薬を投じ、若くは冬宮の牀下に之を置きて、屢、歴山の生命を奪はんとしたり、且つ歴山を以て、公然壓制、苛虐、殘忍の權化と唱へ、帝の治世を以て徹頭徹尾國家の厄難と認め、彼の農僕解放の詔の如きは、虚言を構へて、吾人を欺きたるものと言へり、

虚無黨委員は屢、歴山を脅迫して曰く、『速に憲法を判定し給はずんば、陛下の御生命を申受くべし』と、

一八八一年我明治十四年三月十三日、歴山、觀兵式を行ひ、次でミカイロースキ宮に至りて、皇妹アレキサンドラと共に珈琲を喫せしが、歸途エカテリノース

キ運河に沿ふて馬車を馳するに當りて、爆裂彈を投ずるものあり、爲めに馬車の一部を壊はれたり、然れども、帝は毫も負傷せず、刺客は、海員二名と、警察署長ウヲルチエツキ大佐との手に逮捕したり、

然る間に、共謀者又他の一彈を投じて、爆裂せしめければ、歴山爲めに足部下を粉碎せられて、首、胸、及び両手のみの人と爲りたり、刺客并に通行の一小童も亦命を失ひ、その他傍觀者の負傷せるもの夥多しく、ウナルチエツキ大佐の如きは、六十箇處の傷を受けたり、

此の時帝は「助けよ、助けよ」と絶叫せしが、其の儘地に仆れて、復た人事を省せず、侍臣等直ちに懷抱して冬宮に移せしが、午後に至りて遂に崩御せり、無慘といふも餘りあり、

虚無黨の行務委員は、警吏の注意の嚴密なるにも拘はらず、市中最も通行人の目を惹くべき場處に趣意書を掲げたり、其の文大略左の如し、

吾が黨は、從來屢、今刺客の手に絶命せる虐主に諫を呈し、其の頑愚を改め

て、露西亞に天然の權利を返戻することを勸告したり、然るに彼れ虐主は、諸君の知らるゝ如く、毫も吾が黨の諫を容れず、依然として在來の政略を施し、依然として民財を掠め、自由を妨げたり、是に於て我れ等は、一命を棄て、國家の爲めに此の虐主を誅戮せんと決し、三月十三日を以て之を斷行したり、

敢て新帝歴山三世に白す、足下一に正義を旨とせよ、今や我が露國は、凶荒の爲めに疲れ、壓制政治の爲めに弊れたり、何となれば、露國は、此の壓制政治の爲めに、間斷なく其の人民を刑場に失ひ、西伯利に失ひ、將たたとひ其の生命を失はざるも、壓制政治の爲めに意氣沮喪したるもの多ければなり、要するに、露西亞は、此の如くにして、宛ながら死人と一般のいふべき有様に陥りたり、抑も露國は自由を請求し、我が需要、我が希望、我が意思と稱へ得て生存せんと欲す、

注意す、歴山三世よ、凡て人民の意思を傷ふものは、國民の敵にして、虐主た

り、請ふ歴山二世の死に鑑みて、みづから慎む所あれ、

歴山二世の葬式は、三月十九日を以て執行せしが、其の夜は、常に増したる大雪にてありき、

第十五章 歴山三世

今や歴山三世は、父に繼て露西亞に君臨したり、而して第一着手として、虚無黨退治に従事し、殊に『逆徒』の搜索を嚴にしたり、搜索の末、彼の暗殺の企に與かりたる共謀者五名を發見しければ、乃ち五名の元老、貴族の長者、聖彼得堡府知事、莫斯科府知事、及び農民の代表者等より成る所の法院に命じて之を糺彈せしめ、終に之に死刑の宣告を與へたり、

此の五名の共謀者中の一人は、身分ある女子にして、名をソフヰア、ペロースカと呼び、御料地大臣書記官の女にして、ニコラス一世の朝に、内務大臣たりし人の孫女なり、みづから謂へらく、『妾女子の身たりといへども、願はくは、他の黨與と同等の嚴刑に處せられたし』と、虚無黨は、頻りに『民意』と稱して、五名の共謀者を免るすべしと勸告し、且つ脅迫的語氣を用るたりといへども、然れども、政府は、褻として充耳の如く、斷然として、五名を絞罪に處したり、

噫、歴山三世は、女子の死刑を以て治世を開きたり、五十年間、絶えて見ざりし所の女子の死刑を以て治世を開きたり、内外人が此の一事に依つて、帝の前途を推察したるも亦無理ならぬことなり、

歴山三世は、先帝の無惨なる横死に懲りて、頻りに取締を嚴にし、國事警察の權力を一層強盛ならしめんことを勉めたり、而して京城及び其の他、各地方の知事は、恰かも戰時と一般名を強制保護に假りて、恣に會社、工場等の閉鎖を命じ、人民の居所を變更し、たとひ裁判所より審問中の人たりとも、隨意に之を奪ふことを許されたり、又警察長は、何人に論なく、苟くも國事犯の嫌疑ある者を悉く捕縛することを許され、何時たりとも、家宅搜索を行ひて、財産假差押を爲すの權あり、加之のみならず、恣に新聞雜誌の發行を禁止し、學校の閉鎖を命じ、聊かにても、人民の財産に就て、不審の廉あるときは、動産、不動産に論なく、之が差押を行ひたり、

かくて露國の人民は、身體の自由を束縛せられたると同時に、財産權の不安

を感じければ、且つ憂ひ、且つ怨みて、到る處疾首蹙額せざるはなかりき、

歴山三世は、猶それにも氣の濟まぬ所あるにや、更らに數層探偵を嚴にし、警吏は、私人相互の談話に迄も、耳を傾けて、輒もすれば之を引致し、之を罪に行ひければ、彼の周の厲王の時代の再現したるが如く、道路、目を以てして、親戚朋友の間といへども、快談すること能はず、

警吏は、又信書の安全を妨碍して、恣に之を開封し、少しにても嫌疑あれば、之を罪に問ひたるが故に、何人も殆んど書翰を郵便に托するものなく、郵便局は、畢竟無用の長物と爲り了せり、

（吾人は、是れ等の處置を聞く毎に其の慘刻に驚き、如何なれば、彼れ露帝彼れ等露政府は、十九世紀、又は二十世紀の今日に有りながら、かゝる慘刻なる處置を肯てして、其の心に快しとするかを疑ふ程なれども、元來彼の國にては、獨り帝王將相のみならず、民間の一個人といへ共、亦殘忍苛刻なるなり、現に近日「電報新聞」が吾人に報導せる、僧侶が少女を虐待せし一事、及

以其他同新聞、并に報知新聞、國益新聞に掲載せし事項は、其の殘忍苛烈を證するに足らん、依つて左に之を轉載す、

ツイ近日の出來事だが、露國オレル州ニコルスコエ村にペーテル、ミヘーエフといふ坊さんがゐる、この坊主の細君が、お寺参りに行つた歸りがけ、十六圓入りの巾着を失くして仕舞つた、すると其の嫌疑が細君のお伴をしてゐたゴロウキン(十四)といふ少女の身の上に降りかゝつて、其の趣を土地の警察署に届け出たので、ゴロウキンは、拘留所で毎日拷問の責苦を受ける事になつた、けれども固より身に覺えのない事だから、巾着の行衛を知らう筈もなく、唯知らぬ／＼で泣き明かしてゐると、血も涙もない露國の警吏は、今我國の芝居で見る白洲の責苦よりは、更らに恐ろしい方法で生殺しの拷問をした、其の第一日は、後ろに下げおろしてゐる美しい髪の毛を天井の梁に釣して、小手を搦め上げた上、笞杖で打つ撲ぐる、今度は、髪の毛を繩に結び付けて、絞り上げたり、不

意に其の繩の端を放して、板敷の上に轉がしたり、殆んど神經知覺を失ふ程にした末、少女は其の苦しさに堪えかねて、身に覺えのない事ながら、實は、盗んで納屋の隅に藏してゐるといつたので、警察から直ぐ其處を調らべさせたが、固より苦しませの逃がれ言、そんなものゝあらう道理もない、すると其の第二日目には、頭の髪の毛を手にもくぢり付けて、力をこめて、其の毛の根元から引き抜くといふ、鬼塚の昔話よりも慘酷な遣り方に、少女は、堪りかねて、實は父の許へ贈つたと言ひ逃れた、けれども、これとて、根も葉もない一時の苦しませのことで、そんな事實はない、今度は第三日目、彼の坊主の臺所に連れて歸つて、眞つ裸にした上、脊中を血みどりになる程鞭で打ち擲つた、それでも猶飽き足らなかつたか、火箸をストーブで眞つ赤に焼いて陰部を炙ぐらうとしたが、流石に夫れだけは、止める人があつて、やめる事にした、けれども、罪なき少女は、苛責に遇ふ外、食はず飲まずで、數日いぢめ通されたのであるから、

遂に恨みを啣んで死んで仕舞つた少女が阿鼻叫喚苦悶轉輾する状を側に見てゐた坊主の細君は、終始心地よげに笑つてゐたさうだが、これが人を教育し、慈悲を標榜してゐる露西亞の宗教家夫婦である。國に法律があつても、其の法律は、こんな残忍なる鬼塚には及ばないのである。是れ等の没曉漢を膺懲して、人を人として尊重するやうな人間らしい考へを作つてやるのは、實に我か義を以て起つ國民の義務であらう。(明治三十七年二月九日電報新聞)

韓國に於ける露兵の亂暴は非常にして、韓人怨嗟の府となり居れるが、現に韓國婦人にして、京城附近に於て、露兵の爲めに強姦せられたるもの十數名に上れりと、三十七年二月十一日報知新聞。此程滿州を遊歴せし一英人は、上海の中外日報記者に露人の横暴非常なる旨を説き、余が遼陽より牛莊に至る汽車中滿洲婦人ありしが、一露兵、其の婦人に近づき、拒むを聽かず、起ちて其の乳を捻り、手に順ひて其

の私を摸せるを見て、憤懣に堪えざりきと云ひ、且つ露人の支那人を虐遇するを談りし未、余若し中國人ならば、必らず身を顧みずして、露人と闘争、戦ふて死するも、尙ほ甘心せんと云へりと、三十六年十月十五日報知新聞。

公使館保護の爲め、京城に駐屯せる露國兵は、去る三日、京城草洞に於て、三名の露兵、二名の韓婦人を捕へ、無法にも之を辱かしめんとするを、多數の韓人見物しながら、後難を恐れ、誰れ一人進んで、此の無慘の韓婦人を助けんとするものなく、將に無法に辱めを受けんとする折から、韓國憲兵馳せつけ、露兵を制したる所、露兵は大に怒り、帶劍を抜き放ちて、憲兵に斬つて懸るにぞ、憲兵も帶劍を抜き放ちて、渡り合ひ、露兵の指二本まで斬り落したれば、之れに氣後れして、露兵は、何れへか逃げ失せたり、憐れなる韓國婦人は、之れが爲め、幸に事なきを得たるが、此の暴行ありたる翌日も、亦京城龍洞に於て、數名の露兵、路傍の韓童を捉へて、娼家は

何處ぞと問ひかけたるが、言語通ぜざるより、韓童は何心なく、附近の韓人家屋を指したれば、露兵は、之なん娼家なんめりと、勢ひ込みて其の家に侵入し、無法にも韓婦人を強姦したれば、此の事何時しか韓人間の評判となり、露兵非難の聲頗る高く、白日と雖も、婦女子の外出を見ず、恟々として室内に潜める有様なりといふ、露兵が獸的の劣情暴行、憎みても又餘りあり、(三十七年二月十三日電報新聞)

營口附近の露兵の横暴は、其の極に達し、掠奪強姦あらゆる暴虐を擅にす、清人難を遼河以西に避けんとするも、之を嚴禁するの告示を發し、若し猶避難せんとする時は、露兵立どころに入り來り、寒威烈しき今日、殆んど赤裸のまゝにて、一家悉く屋外に叩き出し、金員物品を掠奪する有様なりと傳へり、(三十七年三月二十日電報新聞)

先頃露兵義州より安州を経、平壤に向つて行進するや、其の通路に當れる人民は、露兵の蠻行を恐れ、多く家財を片付て避難するも、尙其の家屋

には、翁媪を留守せしめ、避難者は、夜陰に乗じて家に歸り、食物の準備等をなすを常とせるが、後方に何等兵站の聯絡なき露兵は、始の内こそ多少の糧食を携帯し居たれ、行程を進め、日數を経るに隨つて、糧食の漸次欠乏を來すや、韓人に對し、掠奪を擅にし、露兵の通路附近の村落は、其の禍に罹らざるものなく、甚だしきは、留守居の老婆を捉へて輪姦し、其の極死に致したるものさへある程にて、其の殘忍暴虐これを筆にするに忍びざるものなり、又その退却に方つては、悉く民家を破壊し、今は順安以北殆んど一軒も完全なる家屋を存せず、従つて糧食の如きも、凡て其の掠奪する所となり、慘狀名狀すべからずといふ、斯る野獸の如き蠻兵を膺懲して、憐むべき清韓の人民を其の虐待より救ふは、豈義軍の使命にあらずや、(三十七年三月二十一日電報新聞)

清國河南省の大商人に王春炳と云ふ者があつて、今回の戦争に哈爾濱を引揚げ、郷里に歸らうと思ひ、妻子を携へて、東清鐵道に乗込んだ、處が

露兵は、強ひて夫婦を別々に乗車せしめ、荷物も別の室に移したから、王春炳は非常に心配して、由來無慘極まる露兵の事だから、何んな亂暴をするかも知れぬと、涼車の寛城子に着くのを待て、下車して、一室く覗き廻つた處、果して最愛の妻は、影も形もない、屹度露兵の爲に奪ひ去られたに相違なからうと、王は悲しさをやる方なく、悲憤の涙をはらくと露して、其停車場で、自ら我頭髮を引拔、舌を嚙んで、無殘なる憤死を遂げた、妻と云ふのは、全く絶世の美人であつたので、奪ひ行かれた後、猛獸の如き多くの露兵の爲に辱められ、氣息絶えなんとして、近所の陋屋の中に捨てられて居たのを、米國人の何某と云ふが救けて、天津へ連れ歸つたと云ふ、露兵の横暴は、實に此で以て其一般を察知するに難くはない、嗚呼是れ實に人道の敵、(三十七年四月八日國益新聞)

噫、是れ何たる殘忍ぞや、抑も呂太后が、戚夫人の手足を斷ち、眼を去り、耳を輝べ、瘡藥を飲ましめて、廁中に居らしめたることは、吾人之を太史公に聞

けり、廣川王の妃昭信が、王の幸姫望卿を裸體に爲して、諸姫と共に更はるく之を擧ち、諸姫をして、各、燒鐵を持して、共に望卿を灼かしめ、望卿走りて、みづから井に投じて死したれば、之を出して、其の陰中に椶杓し、其の鼻唇を割き、其の舌を斷ち、之を支解したることは、吾人之を班孟堅に聞けり、則天武后が、高宗の廢后王氏と蕭良娣とを杖たしむると、一百、手足を截ち去つて、酒甕中に投じたることは、吾人之を歐陽永叔等に聞けり、徳川清康卿の奥方が、卿の愛し給へる少女を搦め置き、局部を削き、其の跡へ燒金を當てたることは、吾人之を平岩親吉に聞けり、凡そ是れ等の事の歴然として、史乘に徴すべきもの枚擧に暇あらず、然れども、是れ等は、千百年前の既往に屬し、且つ婦人が嫉妬の極、茲に至りたるものにして、初めより好んで殘忍の擧を行ひたるにあらず、朝鮮の閔妃が、屢、張嬪を辱かしめて、遂に之を無上の慘刑に處したるが如きは、事、明治時代に屬すれども、是れ亦嫉妬心より起りたるものなり、獨り彼の露人に至りては、必らずしも嫉妬心

より起れるにあらず、必らずしも憤怒の念より起れるにあらず、残忍として残忍を好めるものなり、古は、印度に残忍なるもの只一のスラジャダウラあり、今や露國には數千万の残忍なるものあり、豈恐れて憎まざるべけんや、

左は、さりながら、歴山三世は、平和の君主として世に通用したる人なり、此の帝の世には、他國と戦を交えたるとなかりしなり、彼の津田三藏の天津事件の時の如きも、帝は、敢て我が日本國を咎めざりしなり、而して其の内實は、兎も角も、外面上に於ては、毫も感情を害することなく、依然我が國に對して、好意を有らしなり、

第十六章 ニュラス二世

今帝ニコラス二世は、歴山三世の長子なり、一八九四年我十七明治歴山三世崩じ、其の年、十月二十日を以て位に即く、

此の帝に就ては、我が日本國民の腦裏に深く印記せるもの三箇あり、曰く、大津事件、曰く三國同盟、曰く日露戦争是れなり、夫れ家貧ふしては良妻を思ひ、國亂れては良臣を思ふ、我が日本國は、臣民一致、文化日進の國にして、毫も亂れたりといふが如き思はしき事のあらざるは、今敢て喋々の辯を費すを要せざれ共、未だ二十七八年の役、三十七年の役あらざるの前、露國は、暴慢の態度を以て樺太千島交換の事を迫り、清國は、彼れ大、我れ小の事實に由りて、我れを輕んずるが如く、獨逸は、輒もすれば、我が國法を無視せんとするの勢ひあり、英に米に、又各々人種宗教の異同を以て、我に遇するに半開國を以てしたり、然り而して條約未だ改正せず、治外法權

未だ撤去せられず、是の時に當りて、我が國民が故西郷南洲を追慕したるも、また謂はれなきにあらず、適、露國皇太子の我が國に來遊せんとするあり、我が國民中の知識稍、劣等に、思慮稍、淺薄なる部分の人々は、以爲らく、西郷氏は、維新の主動力なり、夫の西南に亂を起したるが如きは、過は則ち過なりといへども、其の衷情甚だ憫むべきものなきにあらず、左ればこそ、憲法發布の際に當りて、畏くも我が陛下が其の賊名を除き、正三位の位階を復し給ふたるなれ、願ふに、南洲必らず十年の役に死せざりしなると、彼の義經が異邦に逃れて成吉思汗と爲りたりといへる小説的史談を聯想して、必定南洲は、露西亞に逃れたりと推想し、露國皇太子來らば、南洲恐らくは伴隨して歸朝せんと妄信したり、『露西亞みやげ西郷餒頭』など、稱する食物の類が俗間に賣れ口善かりしも、之が爲めなるべし、然に待ちに待つたる皇太子は來りたるも、南洲は來らず、失望の極、遂に『酒なくば何の己れが櫻かな』の句に縁みて、『芋なくば何の己れが太子かな』と詠じたるものさへもありき、夫れ此の如く、皇

太子の來遊は、既に吾人の期望を空ふして、來なくもがなの怨言を醸したるに、搗て、加へて津田三藏の『暴舉』あり、而して彼れ我れを疎んずると同時に、我れ亦彼れを疎んずるに至りたるは、蓋し自然の勢ひにして、數の免かれざる所ならん、

既にして、二十七八年の役あり、清國敗駟して、遂に和を請ひ、下の關の談判に、兩國の朝廷、各自の使臣を派して、媾和條約を締結せしめ、且つ之を批准せられしに、何ぞ圖らん、露國は、獨佛兩國と相聯合して、我が政府に遼東半島還附の事を迫り、而して強て之を還附せしめつゝ、己れ却て漁夫の利を罔みせんとせり、我が國民たるもの焉ぞ之を忘るゝとを得ん、膽を嘗め、天に誓ひて、早晩讎を復せざれば、止まざるの慨あり、然り而して爾來彼れの舉動を察するに、人道に悖り、公法を蔑にして、輒もすれば、清國の保全を害し、韓國の獨立を危ふせんとするの迹あり、義あり、再ある我國民は、人道の爲め、東洋の平和の爲めに、腐懲を行ひ、鯨鯢を斬らんとす、其の顛末の如きは、世既に記録に乏し

からざるを以て、茲に之を費せず、予は、此の虎狼が慙愧みづから省みて、再び羊兎を窘むることなきに至らんことを希望するのみ、

抑も露國は、滿州を得んと欲して、造次頓沛も忘るゝこと能はず、是を以て、其の地が愛親覺羅氏祖先墳墓の在る所に於て、清帝が特に之に重きを置かるるにも拘はらず、巧言諛辭以て沃野を吞噬することに努め、日本をして清國に遼東半島を還附せしめたるを口實として、宿望を遂ぐるの端緒を開かんと試みしが、遂に一八九六年我明治十九年九月八日を以て、露國政府の機關たる露清銀行と、清國政府との間に滿州鐵道に關する條約を結び、其の條約に由りて、露清銀行は、東清鐵道株式會社を組織し、露國政府の認可を経たり、其の定款の重なるものは左の如し、

(一)此の會社の特許期限は、全線開通後八十ヶ年たるべき事

(二)清人及び露人の外一切株主たるを許さざる事

(三)會社は、必要の際に、社債を募集するを得べき事

但し此の場合に於ては必ず露國大藏大臣の認可を受くべき事

(四)社債に對する利子の支拂と、社債の償還は、露政府之が責に任ずべき事

(五)北京、并に聖彼得堡に監督委員會を設けて、本社を監督せしむべき事

(六)監督委員會は、會長一名、委員九名より成り立つべき事

但し副會長は、委員の中より選任すべき事

(七)會長は、清政府之を選任し、委員は、株主總會に於て之を選任すべき事

(八)清政府は、全線開通後三十ヶ年經過の後、拂込金、及び社債等の償還を畢はりたる上に於て之を買上ぐるを得べき事

(九)工事は、一八九七年八月二十八日より着手すべき事

但し監督委員會の組織成り、且つ本社に必要な用地を引渡したる後、六ヶ年以内に於て、線路を完了すべき事

(十)滿州鐵道に於ける軌道の幅と、運轉力とは、凡て西伯利亞鐵道に同じか

るべき事

但し各列車を連絡せしめ、且つ同一の速力を以て運轉せしむべき事
(十一)運輸貨物の税率は、必らず之を露政府に謀るべき事

是に於て露政府は、西伯利亞鐵道を清國の版圖内へ延長するの宿望を達し、
翌九八年^我三十一^明年治 十月一日を以て其の起工式を舉行したり、

露政府は、東清鐵道に關して、清政府と密約を結びしが、それかあらぬか、清政
府は、一八九六年^我二十^明九年治 露帝ニコラス二世の戴冠式舉行に際して、李鴻章
を聖彼得堡に遣はし、協議する所ありたるが如し、

然るに其の翌年、十一月十四日を以て、獨逸が突然膠州灣を占領するや、露國
數隻の軍艦は、翌月十五日を以て、渤海灣口反對の一角に現はれ出てたり、是
れ亦疑訝の一たらずんばあらざるなり、

果せるかな、露政府は、翌九八年^我三十一^明年治 三月を以て公告して曰く、

露清兩國の代表者は、一八九八年三月二十七日を以て、北京に會して、特別

條約を締結し、此の條約に由つて、露政府は、旅順口及び大連灣を清政府よ
り三十ヶ年租借せり、但し租借期限は、相互の協議に由つて、之を延長する
ことを得べし、

且つ西伯利鐵道支線を敷設して、前記二港と西伯利鐵道とを連絡すべし
ことは、現に清政府の認可する所と爲れり

と、

此の公告文の出ると同時に、清政府は、夜半迄も掛りて、悉く守備兵を旅順口
より退かしめ、翌朝露兵之に代りて、一人の清兵をも見ざるに至れり、

此の際、又露清兩國の交叉せる國旗を高く竿頭に掲げて祝意を表し、且つ露
國艦隊より二十一發の祝砲を放ては、陸上の砲臺も亦之に應じ、而して露西
亞皇帝萬歳の聲は、海上に轟き渡れり、噫、是れ何たる事ぞや、『維れ鴿、巢あれば、
維れ鳩之に居る、』露國の『虫の善き事』は、決して彼の鳩にも譲らざるなり、
東清鐵道支線は、其の一部を旅順口に延長して、之を南部滿州線と稱せり、而

して此の南部滿州線は、東清鐵道本線と同じく、露政府の督勵に依て、一旦工事頗る進行せしが、其の後彼の義和團の亂に際して破壊せられたり、然れども、爾來復た修築を加へて遂に功を竣へ、纔に列車の運轉を爲すに至れり、當時英政府は、大に露國の不法に異議を唱へ、而して由々しき大事をも引き起すへき有様なりしが、一八九九年我三月明四月の協商に由りて、露政府は、英國が楊子江域に於ける措置を是認し、英政府は、露國が遼東に於ける措置を認了して平和の局を結ぶことを得たり、

露政府は、又一八九九年五月を以て、南部滿州線路を延長して、北京に達せしめんことを清政府に要求したり、

噫、彼れ露政府は、ドコ迄ゾ、々々しきぞ、しかしながら自省せよ、驕るものは久しからざることを、將門あれば、必らず秀郷あり、酒吞童子あれば、必らず頼光あり、天の配劑豈妙ならずや、

*

*

*

*

*

*

露國の政治は、今猶壓制と腐敗とを極めり、願ふに恐らくは、遂に改むるの期なからん、今その弊害の重なるものを擧げん、

露政府は、宮内、外務、内務、大藏、司法、文部、逓信、御料地、海軍、陸軍の十省より成る、然れども、各省の大臣皆皇帝に對して連帶の責を負ふにあらずして、各自單獨に之を負ふを以て、時に或は内閣會議を開きて、互に相協議することなきにあらざるも、多くは直接に允可を請ふのみにして、他省の大臣は、毫も與かり知らざるが故に、名は大臣たるも、實は宛ながら皇帝の秘書官たると一般にして、責任甚だ軽く、從て行政の統一を欠くは止むを得ざるの事といふべし、大臣既に然り、況んや關係をや、露政府の爲す所、一も秩序を存せざるは、故なきにあらざるなり、

露國の官吏は、積年の勤績に因りて、次第に昇任するを法とし、俄かに人才を登庸するの擧絶えてあることなし、故を以て顯要の地位に在る者は、老朽事に堪えざるか、若くはたとひ老朽ならざるも、凡庸爲す所なきの徒のみ、左れ

ば、彼れ等は概して、無能と稱して可なり、露國官海の通弊は、賄賂を貪ることの非常なる是れなり、蓋し露國官吏が賄賂を貪るの著しきは、世界に冠たる所にして、往々演劇などに於て、滑稽半分に其の秘密を拵くことあり、此の事たるや、固より一大弊害たるに相違なしといへども、然れとも又一方より考察するときは、之が爲めに却て露國の寧安を維持すること多し、夫れ露國には、政府の處置に對して不平を懷くもの無數なるが故に、若し官吏たるもの、一々之を捕へて相當の刑に處するならば、全國忽ち修羅場を現出するやも謀り知るべからず、然るに幸にして官吏は、黃白の爲めに左右せられて、寛大の處置を行ふを以て、政府如何に壓制するも、慷慨悲歌の士の心裏に感動する所比較的になくして、其の憤怒を招くの度未だ其の極に達せざるなり、露國の官吏は、如何して此の如く多く賄賂を貪るや、是れは、露人が元來慾深きに依るといへとも、其の他に又原因あり、俸給の積少にして、生計に餘裕な

きこと是れなり、左れば露國の官衙は、何れの部門にも賄賂の行はれざる所なく、徴兵検査の醫士すらも、受験者に賄賂を要求するは珍らしからぬ事なり、凡そ露國の人民たるもの、旅行を爲さんと欲せば、必らず金を出して、旅行券を受けざるを得ず、而して露政府は、旅行券税を以て、匪竟の財源と爲さんと思ふが故に、其の税率を頗る重くし、毎歳少なくとも三百萬ルーブル乃至四百萬ルーブルを收めんとせり、但し其の税率は、外國旅行券は、一ケ年十ルーブルにして、内國旅行券は、一ルーブル四十五コペツクと定め、農工商の別なく、苟くも二十哩以外の地に行かんとするには、必らず旅行券を受けざるを得ず、

ソモ露國は、版圖廣大なるを以て、之を他の諸國に比すれば、旅行の必要多し、殊に氣候等の關係より、半年間は、他所に出稼を爲さざるべからざるもの多きに、其の都度必らず旅行券を受けざるべからざるを以て、其の困難言は

ん方なく、隨て賈造の弊を生ぜり、左れば、もと此の旅行券なるものは、露政府が探偵の利便に供するといふを口實として設けしものなるに、今は却て踪跡を晦ますの具と爲りたるぞ笑止なれ、之に就けても、政府の干渉は、害ありて益なきものと知るべし、

さて右の如く、一寸旅行を爲さんにも、旅行券を申し受くるに、多額の金を要するを以て、中流以下の財産の者は、容易に之を爲し得べきにあらず、左り迎、旅行を爲さざれば生活にも差支ふべき事情あるが故に、悪しき事と知りつ、おのづから不正の所業を爲すもの、數を生じ、元來善良の民なるも、旅行券を所持せざるか、若くは之を失ひたるが爲めに浮浪の民に變じ、遂に虚無黨に加盟するもの少なからず、革命黨中に加はりたる農民、及び職工の半は此の類の人物なること、國事犯徒の審問によりて明かなり、

凡て農民たり、職工たるに論なく、甲の市邑より乙の市邑に赴きて、職に就く者、若し定期を過ぐるときは、更らに本籍地の當局者に向つて旅行券の交付

を求めざるべからず、然るに當該官民は、徒に貪慾深くして、深切の分子は、塵程もなきが故に、多額の賄賂を興へされば、容易に其の手續を爲さず、而かも旅行券を有せざれば、たとひ半額の給料にても之を雇ふものなきが故に、到底其の地を去らざるを得ず、曾て十八歳の少女あり、旅行券延着の爲めに解僱せられて飲食に窮し、泣く泣く自殺したりといへり、法の弊茲に至りて極まれりといふべし、

かゝる有様なるを以て、軍人社會も亦腐敗の極に陥り、元來國に忠なるべきの身を以て、却て國家の蠶魚と爲り、不正の所業を爲じて、徒に自家の腹を肥すもの多し、今繁を厭ふを以て、僅かに最近一二の事例を新聞紙の中より抜萃せん、

敵艦自燬の消息(其實は、ボロ隠し) 仁川に於ける敵艦ワリヤグ、コレ

ツの自燬は、一面如何にも勇壯に聞ゆれど、露國の上下腐敗の事情に通ずる某外人の語る所に據れば、露國の軍艦は、其噸數さへも、一萬二千噸と號

するものは、其實量一萬噸内外に止まり、殘餘の噸數は、艦長に於て吞み居れる始末にして、大砲百門と云へば、其實九十門に過ぎざるは、珍らしき事にあらず、左れば、彈丸、硝藥の如きも、一千發と云へば、五百發に止まるが如き破綻あるは、普通の状態なり、故に仁川敗殘の二艦にして、若し日本軍の手に渡らば、此の破綻忽ち顯はれ、露國海軍の實力を表するのみならず、兩艦長の罪惡は、露廷にサラケ出さるべきが故に、**ボロ隠しに自燼**したること、其の大原因なるべし、此の筆法にて自燼したる始末なれば、艦長始め、艦員一同、苟くも生命あるものは、皆艦外に逃れ、然る後に爆沈したる次第にして、英國其他の海員が船と共に沈むが如き海上の美談とは、同日の論にあらずと云へり、(三十七年三月五日報知新聞)

齒の恐しき露人(彈藥石炭を喰ふ) 露國の兵士は、朝鮮蠟燭(豚の脂にて製す)を取つて喰ふとて呆るゝものあれども、露國の將校は、蠟燭どころか、石炭にても、彈藥にても、何でも喰ふなり、例へば、御用商人より石炭五十噸

を買ひ入るゝときは、主計長は、百噸の受取を取り、副長は、百五十噸の受取を取り、艦長に至れば、二百噸の受取を取るものにて、唯五十噸丈け買入れたる石炭も、帳簿の上にては、二百噸買入れたることになり居り、他の百五十噸は、將校などが皆喰ひ居るなり、斯かる調子にて、石炭は勿論、彈藥にても、彈丸にても、糧食にても、皆喰ひ居る譯なれば、旅順には、兵備充實せりと云ふも、其實は、帳簿上に於て充實せるに過ぎずと云へり、(三十七年二月十八日、報知新聞)

又聯合軍が義和團の亂を平定したるの當時、露軍が財貨を掠め、殺戮を恣にし、婦女を辱かしめたることは、枚擧に暇あらず、今其の二三の例を擧げん、或る時、數十名の露兵、支那の豪家に亂入し、金錢財寶を奪ひて、數十輛の車に載せ、戸主夫婦の目前に於て、妙齡の處女を輪姦したる後、今度は其の娘の目前に於て、父母を騷り殺しにしたり、美人の聞えある或る處女を掠め來りて、隊長先づ之を辱かしめ、次に兵卒

一同輪姦を行ひたる後、其の衣服を剥ぎ、左右の手足を地上に横へたる銃鎗に縛り付け、局部へ火薬を填し、之に火を點じて、其の爆發したるを見て、一同拍手喝采して、愉と呼び、快と叫びたり、

妙齡の女子を捕へて、之を丸裸にし、先づ輪姦を行ひたる後、手取り足取りに、恰かも御輿を擔ぐ如くに、ワツワと言つて隊中を擔ぎ廻はり、且つ擔ぎ、且つ遊び、且つ辱かしめつ、『樂しき』時間を送りたり、

此の類の事は、紙上に記すさへ甚が快からねど、露軍が秩序紊亂し、且つ暴戻醜行なるの證として、茲に之を掲ぐ、

* * * * *

民間に淫風の盛んに行はるゝことは、上文既に屢之を述べたれど、猶新聞紙に由りて、二三最近の事實を掲げん、

女學生の腐敗 露國の風紀が弛解して居るのは言ふ迄もないが、殊に男女間の關係が墮落に次ぐに腐敗を以てし、閨門の醜聲、家庭の淫聞、實に數

ふるに暇がない程である、されば斯かる陋習は、獨り社會の下層にのみ行はるゝ現象かと云へば、決してさうではなく、上は權門の宮掖より、下は鹽噌に追はるゝ貧民、靈界の事業に身を委ぬる僧侶、官憲の運用を司る官吏、育英の任に當る教育家、商人と言はず、軍人と言はず、階級の總てを通じて、咸な淫猥の空氣に包まれ、恰て色餓鬼の集合した活人畫といふも、過言ではない、就中劇しきは、各種の學校で、將來良妻賢母となるべき女學校の生徒が、脂粉を塗り、服裝を飾り、聞くさえ耳が穢れるやうな艶めかしい、厭ふべき詞を弄して憚らず、果ては三々伍々相携へて、寄席や劇場へ這入て、賣春婦が客を引くやうな、輕靡なる科白を真似てゐる、

學生の蠻風 露國の國立で、然かも文部省直轄の或る高等女學校の著書に據れば、女學生でありながら、私通野合の浮名を謠はれない者は、僅に指を搦へる程の少數で、稀には墮胎の大罪を犯すものさへ之ある、何と癡倫の類破も極端ではないか、女學生既に斯くの如くである、況して男生の

亡狀に至つては、實に士君子の面前では云はれない程の亂痴戯を盡してゐる。現に國家の干城となるべき陸海軍の各學校には、男色の蠻風が行はるゝこと頗る猖んで、之が爲めには、喧嘩争鬪殆んど絶える間がない。紀律ある日本人の眼から視ると、全く沙汰の限りで、唾棄すといふよりは、嘔吐を催ふすといふ方が適切である。(三十七年三月七日電報新聞)

夫婦の關係　結婚をして後、幾年をか経過し、子供の三四人もある分別盛りの女房達で一二人の密夫を持つてゐぬのは稀である。現に僕の知人で、某省に奉職して居た官吏があるが、その妻は、相當に教育もあつた女であるが、何時の間にか上官二名と不義の襍重ねをして、二年ほど兩手に花の馬鹿を盡してゐた。すると此事が夫の耳に入り、妻を嚴しく責めた所が、妻は平氣の顔で、貴方が之まで免職にならなかつたのは、妾が上官の機嫌を如才なくとつたゝめてであると、反對に夫を遣返めて済ましてゐる。戀愛の自由　といへば、少しは品よく聞えるが、露國の實際は、品も味も

なく、全くの獸慾で、殆んど常識では解釋されぬ程である。高官の妻が或る大臣と通じて、夫に金を供給したとか、僧侶が有夫姦をして、手切金を取られたとか、這樣ことは尋常茶飯の出来事で、誰も聞く人もなれば、怪しむ者もない。僕が滞在してゐた都の某貴族が或る有夫の婦人に戀して、種々傳手を求めて、意中を通じたが應じない。そこで某貴族は、其夫に向て公然と妻を賣て呉れろと申込んだ。夫はもとより妻に相談をせず、二千百圓なら賣つても宜いと返答し、高い安いの交渉の結果、遂に千二百圓で取引することになり、厭やがる妻を無理やりに追遣た。二三年たつ内に、其貴族が病死すると、以前の亭主が臆面もなく、其女と再婚したといふ話を聞いた。(三十七年三月十一日電報新聞)

湯屋は妓樓　西洋の風呂場は、嚴に男女を区分し、殊に混浴を禁じて居る。之は皮膚を他人に見せるを忌むといふ習慣から來た風俗ではあるが、紀律を保持して行く上には、かうなくてはならぬ。露國の湯屋は、之に反し

て、湯女は澤山に居る、男女は混浴する、酒も賣る、料理も出来るといふ有様で、恰まさて妓樓のやうである、湯女が多く居るといふは、即ち賣春婦が大勢居るといふこととて、入浴の客を捉らへて酒を強ひ、色を鬻ぎ、嬌舌喃喃、痴態を演じ、又は浴場を密會場にして、不義の淫樂に耽るなど、實に其の尾籠さ加減は、話しにも、繪にも、かけたものではない、それに他國人の不思議を感ずるは、女の流してある、我國でも見ぬ、徳川の大昔には、湯女といふ一種の賣女がゐて、浴室の髪を梳くとか顔を剃るとかいふ事があつたやうに聞てはるるが、露國のやうに赤裸々の浴客に對し、妙齡の婦女子が脛を露出し、天窓の頂邊から、足の先きまで洗滌するのは、恐らくは宇内無比であらう、露國の浴場は、身體を清めるが、精神は汚れるとは、能く實際を穿つた格言である、

精神を售る　露國の婦人は、社會の總てを通じて悉く賣淫婦といふも過言でない程で、商家の妻、良家の娘など、あの聲で蜥蜴食ふかと思へば、實

に呆れざるを得ない、僕が知つて居る某商店での話しは、露國の商家で綺麗な娘を店に坐らせて商をする家は、品物を賣らないで、精神を售る家と思へば間違ないと云ふてゐた、腐敗實に餘りありだ、三十七年三月十三日電報新聞)

一妻多夫　露國の一妻多夫は、血脈の關係があらうが、縁族の間柄であらうが、敢て擇ばない、或る地方の如きは、親子もしくは兄弟で、一人の妻を共同に娶つて、恬として恥ぢない、(同上)

* * * * *

要するに、露國は、氣候、地味、水利に於て他國に數歩を譲らざるべからざるのみならず、政治、風俗、人情に於ても亦劣等の地位に在り、人は曰く、亞非利加は閩黑の地なりと、然れども露西亞も亦歐羅巴洲中の閩黑世界といふべきなり、偶々感ずる所ありて、『露西亞閩黑史』を草す、

本書倉卒筆を執りたるを以て、杜撰の箇處必らず多からん、他日を待ちて

訂正し、完全に近きものと爲すべし。

昔者韓非、君臣父子夫婦の關係を論して曰く、

爲人主而大信其子。則姦臣得乘於子以成其私。故李兌傅趙王而餓主父。爲人主而大信其妻。則姦臣得乘其妻以成其私。故優施、傅麗姬殺申生而立奚齊。夫以妻之近與子之親而猶不可信。則其餘無可信者矣。且萬乘之主。千乘之君。后妃夫人。適爲太子者。或有欲其君之蚤死者。何以知其然。夫妻者非有骨肉之恩也。愛則親。不愛則疎。諺曰。其母好者。其子抱。然則其爲之反也。其母惡者。其子釋。丈夫年五十而好色未解也。婦人年三十而美色衰矣。以衰美之婦人。事好色之丈夫。則身見疏賤。其子疑不爲主。此而后妃夫人之所以冀其君之死者也。……故后妃夫人太子之黨成。而欲君之死也。君不死則勢不重。情非憎君也。利在君之死也。故人主不可以不加心於利己死者。〔以上父子夫婦之關係內備〕

愛臣太親。必危其身。人臣太擅。必易主命。……千乘之君無備。必有百乘之臣在其側。以徙其民。而傾其國。萬乘之君無備。必有千乘之家在其側。以徙其民。而傾其國。……〔以上君臣之關係〕

荀卿また人性の惡なるを論じて曰く、

人之性惡。其善者偽也。今人之性。生而有好利焉。順是。故爭奪生而辭讓亡焉。生而有疾惡焉。順是。故殘賊生而忠臣亡焉。生而有耳目之欲。有好聲色焉。順是。故淫亂生而禮義文理亡焉。然則從人之性。須人之情。必出於爭奪。合於犯分亂理而歸於暴。故必將有師法之化。禮義之道。然後出於辭讓。合於文理。而歸於治。因是觀之。人之性惡明矣。其善者偽也。

又曰く、

凡禮義者是生於聖人之偽。非故生於人之性也。若夫目好色。耳好聲。口好味。心好利。骨體屬理。好愉快。是皆生於人之情性者也。感而自然。不待事而後生之者也。夫感而不能然。必且待事而後然者。謂之生於偽。是性偽之所生。其不同之微也。故聖人化性而起偽。偽起於性。而生禮義。禮義生而制法度。然則禮義法度者。是聖人之所生也。故聖人之所以同於衆者。性也。所以異而過衆者。偽也。予は、幼時より此の論を讀む毎に、竊かに人性は、荀卿が論ずるよりも善良な

らんと思考し、君臣父子夫婦の關係は、韓子が論ずるよりも親厚ならんと思考したりき、露國史を繕くに及びて始めて知る、露國の帝室相互の關係、若くは帝室と人民との關係は、恰かも荀韓二子の議論に能く適合することを、夫れ、然り、故を以て常に暗殺陰謀の絶ゆる暇なく、皇帝の椅子は、宛ながら爆發物の上に設けたるに似たり、今古代の事は、姑らく之を置き、試に彼得大帝以下累代の諸帝が能く其の死然を得しや否やを検するに左表の如し、

彼得大帝——微毒に惱みつゝある間に、皇后カタリナの爲めに弑せられたり、

カタリナ一世——酒色の爲めに天死せり

彼得二世——天死

アンナ

エリザベス

彼得三世——皇后カタリナの爲めに位を廢せられ、且つ弑せられたり、

カタリナ大女帝——徴毒の爲めに死せり

ポール一世——刺客の爲めに弑せられたり

ニコラス一世——失望して死せり

歴山一世——皇后の爲めに弑せられたりとの評あり

歴山二世——刺客の爲めに弑せられたり

歴山三世

今帝ニコラス二世

以上掲ぐる所の表に據るときは、彼得大帝より先帝歴山三世に至るまで歴代の君主十二人にして、其の弑逆の災に罹り、若くは弑逆の疑ひあるもの五人の多きに及び、酒色若くは徴毒、又は失望の爲めに死したるもの四人、天然の長壽を全ふしたるものは、纔かに三人に過ぎず、豈異數といはざるを得んや、合衆國の史家某曰く、『世に露西亞皇帝ほど不幸なるものはなし』と、噫、眞に然り、

(彼得大帝以前の君主中には弑虐の禍に罹りたるもの最も多し)

一九〇三年三月十六日明治七月十二日ニコラス詔して東亞大總督府を設け、海軍大將アレキシノフを以て大總督に任せり、而して大總督の部下に屬せる露國の海陸軍は、大且つ多なるが故に、當時露帝以下の人々は、以爲らく、此の部下の兵力のみにても、或る一強國の兵に抵敵して餘りありと、傲然として、みづから東亞海陸の全權を握りたりと思考したりき、

陸軍は、西伯利に於て二軍團を編制し、而して第一軍團は、之を東部西伯利に設けて、ニコライスクを司令部の所在地と定め、又第二軍團は、之を西部西伯利に設けて、ハバロフスクを司令部の所在地と定め、孰れも黒龍江沿道總督陸軍司令官陸軍中將スポテチの部下に屬せり、滿州各地の駐屯兵は、此の兩軍團より分遣したるものなり、

既にして、本國より又補充部隊を増遣して、兩軍團の補充と爲したり、左れば、此の陸軍の總數は、凡そ八萬二千にして大略左の如し、

盛京省 吉林省 黒龍江省 合計

步兵	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一四、六〇〇	四九、六〇〇
騎兵	八、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
砲兵	六、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	一九、〇〇〇
工兵	一、〇〇〇	七〇〇	五〇〇	二、二〇〇
鐵道隊	八〇〇	七〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
總計	三五、八〇〇	三一、四〇〇	二五、六〇〇	八二、八〇〇

右の外、常服を着せる露兵約二萬人、各地に散在して不時の用に應すべき準備を整へ居れり、是れに由りて之を觀れば、陸軍の東三省に居るもの無慮十萬ありと知るべし、

又露國艦隊の數は大略左の如し

一六、五〇〇

十七日の戦には、驅逐艦シトリヌイを撃破し、四月十二、十三兩日の戦には、同
 ベストランシスイを撃沈し、旗艦ベトロバブロブスクを沈没せしめたり、此
 の際、セワストポル、ホルタワの兩戦艦は、互に衝突して破壊したり、
 此の如くにして、露國軍艦の損害は、

沈没

戦闘艦

驅逐艦

破壊

戦闘艦

巡洋艦

驅逐艦

にして、死亡凡そ二千五百人、日本軍にては、軍艦安全にして、死亡僅かに百十
 六人に過ぎず、

今日迄のところ既に然り、猶此の上に於て、露軍は、海に陸に、益す死傷多かる
 べく、我が軍が彼れに城下の盟をなさしむることは、期して待つべきなり、

露 西 亞 閩 黑 史 畢

明治三十七年五月廿五日
明治三十七年五月廿五日

露西亞闇黑史
定價金四拾錢

版權
所有

著者 澁江保

發行者 清水金右衛門

印刷者 多田三彌

印刷所 惠愛堂

發行所 文
明堂
賣捌所 興教書院 川瀨代助 吉岡書店

東京本郷四丁目五番地
電話下谷二〇二九番

東京市本郷區本郷四丁目五番地
東京市麹町區內幸町一丁目五番地

海老名正先生著

(十月十五日發行)

基督の大訓註釋

菊版二百頁餘
紙質持撰
印刷鮮明
上製價六十錢
並製價四十五錢
稅八錢

基督に關する書類は坊間其數に乏しからずと雖も簡明にして其眞を得たるもの頗る少く世人の宗教に對する渴又渴の状態なりと謂ふべし

斯教の大家海老名正氏茲に見る所あり劇務の傍筆を聖書の註釋に着けつゝあり未だ完成の暇なきも江湖の要求極めて切なるものあるを以て既に新人紙上に連載せる山上の垂訓を輯め訂正増補して一卷となす

若し夫れ其解明の正確穩當にして註釋の懇切周到なるは優に基督の大訓を紙上に活躍せしめて餘りあり以て求道者の指導者たるべく以て信者養徳の糧たるべくまた彌強なる傳道用の機關に充つべし

發行所

東京本郷四丁目

文明堂

文學博士 前田慧雲師著

◎好評噴々再版出來

版菊三百二十拾貳頁

大乘佛教史論

上製價九十錢 稅二十錢
定價金七十錢
郵税金十錢

本書は大乘佛教の源流を歴史的に論述したる者にして議論嶄新考證該博なり卷尾に◎大乘佛教考を附録とせり佛教史を研究せんとする者は一讀、再讀すべし、大乘佛教論者も必ず讀むべし大乘非佛說論者も亦必ず看るべし佛教學校の教科書として尤も適當なり

發兌元

東京本郷四丁目五番地

文明堂

賣捌所

森江書店 上田屋
光融館 東京堂

京都市 西六條

興教書院

同 顯道書院
法藏館

文學博士南條文雄師序文
文學博士前田慧雲師序文

舟橋水哉氏著

(近刊)

小乘佛教史論

▲菊版凡二百五十頁
▲並製價金五拾五錢
▲郵税金八錢

著者は小乘佛教の專攻者なり、本書は偉人世觀を中心として
二千五百年間の教史を細大漏さず著者の犀利なる歴史的研究を以て縦横無

盡に之を論評し去りたる者考證該博議論着實而もこの種の新研究たる

を失はず原始佛教の面影を知らんと欲する者又は佛教哲學の初門に

入らんとする者は是非本書を一讀再讀すべし附録阿含聖典論阿含部目錄私考を添
へたり

發行所 東京市本郷四丁目 文明堂

赤松連城師述

演說々々集 第四版 四六版六百頁 價四拾五錢稅八錢

濱口惠璋師著

新妙好人傳 第四版 四號かな付 價參拾五錢稅六錢

花田凌雲師著

佛教倫理概論 第二版 菊版二百六十頁 價四拾錢稅八錢

杉村縱橫先生著

高等英文集 新刊 四六版美本 價廿五錢稅四錢

渡邊宗全著

佛教各宗通論 新刊 四六版百七十頁 價廿五錢稅四錢

前田慧雲師著

修養寶訓 再版 四六版美本 價五錢稅貳錢

多田鼎師著

平安の德音

新刊

價四六美本
價三錢稅貳錢

瀧口惠璋師著

教育家の新資料

新刊

價四六版全二冊
價五拾錢稅八錢

井上耕九君著

詩人親鸞

再版

價四六美本
價貳拾錢稅四錢

安藤鐵腸先生著

教界の婦人

新刊

價四六版美本
價貳拾錢稅四錢

清澤滿之先生著

我信念

新刊

價四六版美本
價五錢稅貳錢

發兌元

東京本郷四丁目

文

明

堂

文學博士南條文雄先生
文學博士高楠順次郎先生
共述

●●最新版九月四日發行

佛領印度支那

四六二倍大本美本
地圖寫真銅
版數十葉入
定價金九十錢
郵税金十錢

其言語、其風俗、其歴史、其地理、我國と關係深くして未だ我が讀書界
に一人の其國を紹介したるものなきを佛蘭西領印度支那となす而し
て其これあるは本書に始まる、本書は二博士が親しく佛領印度支那に遊び、其五州則
ち東京、安南、交趾、東浦塞、老撾、を説明したるものなり、**地理學者史**
學者は素より、何人も**佛國日南の經營**を知らんとするものは一本
を座右に備へらるべし、

發兌元

東京本郷四丁目五

文

明

堂

文學士 清澤滿之先生序
文學士 近角常親先生著

信 仰 の 餘 瀝 第三版 價拾五錢稅貳錢
寸 珍 美 本

無盡燈社編纂

佛 教 の 眞 精 神 第三版 總 加 八 錢 稅 四 錢
價 拾 八 錢 稅 四 錢

濱口惠璋師著

古 英 雄 と 宗 教 第三版 四 六 版 美 本
價 貳 拾 錢 稅 四 錢

文學士 内田融氏著

モ ル モ ン 宗 第貳版 寸 珍 美 本
價 貳 拾 錢 稅 貳 錢

横井見明師著

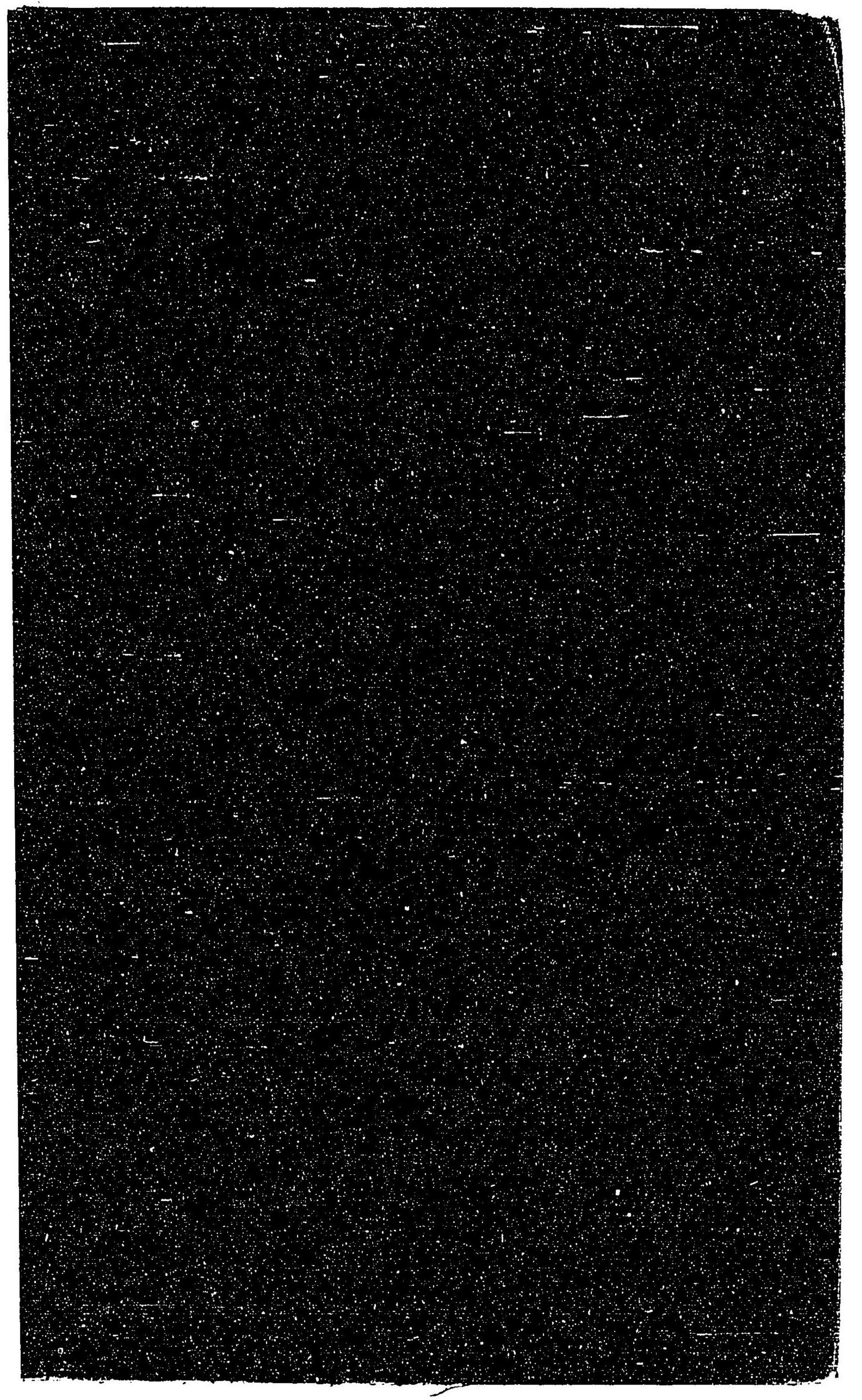
村 上 博 士 講 演 集 第六版 四 六 總 加 五 錢 稅 四 錢
價 廿 五 錢 稅 四 錢

前田慧雲師著

本 願 寺 派 學 事 史 第二版 四 六 版 二 百 五 十 頁
價 參 拾 五 錢 稅 六 錢

7

96
442



96
442

003804-000-2

96-442

露西亞闇黑史

澁江 保/著

M37*

ACD-0564



